

第百六十六回国会 衆議院 総務委員会 議 録 第 十 六 号

平成十九年四月二十四日(火曜日)

午後二時五十一分開議

出席委員

委員長 佐藤 勉君

理事 岡本 芳郎君

理事 谷 公一君

理事 森山 裕君

理事 寺田 学君

理事 あかま二郎君

理事 石田 真敏君

理事 岡部 英明君

理事 木挽 司君

理事 関 芳弘君

理事 土屋 正忠君

理事 萩生田光一君

理事 橋本 岳君

理事 福田 良彦君

理事 安住 淳君

理事 菊田真紀子君

理事 下条 みつ君

理事 福田 昭夫君

理事 村井 宗明君

理事 鷲尾英一郎君

理事 谷口 和史君

理事 重野 安正君

鈴木 淳司君

林 幹雄君

武正 公一君

谷口 隆義君

井澤 京子君

今井 宏君

鍵田忠兵衛君

実川 幸夫君

田中 良生君

土井 亨君

萩原 誠司君

福田 康夫君

渡部 篤君

逢坂 誠二君

後藤 斎君

西村智奈美君

松本 謙公君

森本 哲生君

江田 康幸君

吉井 英勝君

亀井 久興君

菅 義偉君

谷口 和史君

土屋 正忠君

岡本 保君

河野 栄君

江藤 隆君

総務委員会専門員

太田 和宏君

委員の異動
四月二十四日

辞任 田嶋 要君

補欠選任 村井 宗明君

同日 辞任 村井 宗明君

補欠選任 下条 みつ君

同日 辞任 下条 みつ君

補欠選任 菊田真紀子君

同日 辞任 菊田真紀子君

補欠選任 鷲尾英一郎君

同日 辞任 鷲尾英一郎君

補欠選任 松本 謙公君

同日 辞任 松本 謙公君

補欠選任 田嶋 要君

同日 辞任 田嶋 要君

補欠選任 要君

同日 辞任 要君

補欠選任 要君

同日 辞任 要君

補欠選任 要君

同日 辞任 要君

補欠選任 要君

同日 辞任 要君

補欠選任 要君

同日 辞任 要君

補欠選任 要君

同日 辞任 要君

補欠選任 要君

同日 辞任 要君

補欠選任 要君

同日 辞任 要君

補欠選任 要君

同日 辞任 要君

補欠選任 要君

同日 辞任 要君

補欠選任 要君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
地方公営企業等金融機構法案(内閣提出第四四号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方公営企業等金融機構法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省自治財政局長岡本保君、自治税務局長河野栄君及び国土交通省都市・地域整備局下水道部長江藤隆君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○佐藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。萩原誠司君。

○萩原委員 まず、大臣も含め、先週末までの統一地方選挙、沖縄の補選、御苦労までございました。福島にも補選がございましたけれども、本

当に御苦労までございました。これから参議院の選挙までの間、国会でしっかりと審議をして、国民の方々に、どっちが責任政党なんだということをしつかり御理解できるように私どもも頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願っています。

まず、今回の公営企業等金融機構法案でございますけれども、要するに、賛成でございます。目的のあるいは目的の拡大、そういうところについて非常にいい形になっている。また、引当金が現公庫にありましたけれども、この取り扱いについて

地方の意見が基本的には尊重された形になったこと、さらには、これと並行して、公庫を含めた地方の資金負担というか返済負担を、繰り上げ償還とか借りかえということとで相当大きく減らすことができたというのは本当に大きな成果ということで、私どもとしてまず高く評価を申し上げておきたいと思っております。

ただ、そういう成果の裏側で、自分自身も反省をしているし残念でございましたのは、引当金の取り扱いの綱引きに、財務省対地方ということで強烈なものがあった関係で、この問題の調整に時間と労力を相当とられた、結果として、この法案ないしは前の公営企業金融公庫法の背景にある実体論というんですか、地方公営企業のあり方についてどうするんだということについての議論を必ずしも十分できなかったという問題があると思

います。

殊に、今回の法案では、大臣御存じのように、新たに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して新機構が支援をするということで、リスクのとり方が違ってくる、民間的なリスクが入ってくるということを含めて、新機構がそれを目的とするということが加えられたわけでございまして、逆に言うと、民間資金提供者の評価にたえる公営企業の像というものを、できたら同時並行に考えておく必要があった、にもかかわらず、その辺の議論を十分にできなかったというのが残念ではなかったかなというふうに私ども反省も、また今後の課題として考えておきたいと思

います。

この十年、二十年考えたときに、国鉄の民営化から始まって一昨年の郵政三事業の問題まで含めて、事業的な性格を有する国の業務については、本当にこれは不断の見直しが行われてきたわけでありまして、そして、その範囲を、今後、社会保険庁の業務なども含めて次第に拡大をしていくとい

う大きな流れが国のサイドはあるわけでありま

す。
一方で、地方、私も経験がございすけれども、地方自治体における事業の性格を有する業務の見直しについては、いろいろな自治体で苦勞がされ、あるいは散発的に努力が見られますけれども、国が所掌する地方公営企業の枠組みとかそういうところについての見直しについては必ずしも十分とは言えないのではないかというところが私どもの問題意識であります。

その背景には、当然でありますけれども、地方自治体といいましてもさまざまにあつて、東京都に始まって、私の出身の岡山県英田郡西栗倉村、人口千七百でございますから、そういうところまで差があるわけでありまして、自治体の規模あるいは財政力というところを考えると、どうしてもある程度、守るといふか護送船団的な要素をとらざるを得ないということが当然あつたんだらうとは思ひます。

しかし、護送船団的な発想についても、菅大臣が御就任されて以来、随分変わつてつあるという側面もあると思ひます。例えば、合併がどんどん進んで、三千三百あつたものが千八百台までなつていて、そういうことを背景としながら、交付税についても、「頑張る地方応援プログラム」を含めて、地方交付税という、まあ、護送船団という言葉がいかに別として、安定志向の財政支援の基盤である交付税制度の中に、需要ではなくて努力といった観点が入つてきているというのはすごく大きな変化である。そういう時代にやはりなりつつあるとしたら、この地方公営企業についても、一体どうなんだという視点もまたあるのではないかというふうに思つております。

そこで、そういう背景のもとで、まず大臣にお尋ねしたいわけでございますけれども、地方公営企業の現状について、総務大臣、御認識がいかなものか、ぜひお伺いしたいというふうに思ひます。

○菅国務大臣 地方公営企業は、企業の経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであつて、その経営に要する経費は、経営に伴う料金収入をもつて充てる独立採算制というものが原則であるというふうに考えています。

その一方で、僻地医療の確保を図るために設置された病院に要する経費など、能率的な経営を行つてもその経営に伴う収入を充てるのが客観的に困難である、こう認められる経費については一般会計が負担することが制度上認められているところであります。

しかしながら、地方財政が極めて厳しい状況の中で、補助金とかあるいは繰入金の増大が地方財政に大きな影響を与えることから、地方公営企業について一層の健全化、効率化に向けた取り組みを推進することが必要であると考えております。平成十七年度の新地方行革指針等において、地方公営企業の改革について要請をしているところであります。

いずれにしても、委員は市長を経験されて、この実態というものについては十分掌握されておられると思ひますけれども、総体的に非常に厳しい状況にあるというふうに考えています。

○萩原委員 総体的に非常に厳しい、ないしは一層の健全化、効率化が必要だという御認識、ありがとうございます。

御案内のとおり、今大臣のお答えにもありましたが、地方公営企業は一応独立採算制をとつていまして、そして、その独立採算制の中で、この間いただいた資料によりまして、このところ安定的に黒字基調だということにはなつています。内容を見ますと、公営企業全体で一千五百から二千億程度の黒字がこの数年間出ているようであります。しかしながら、公営企業の収入というものの定義の中に、御存じのとおり、一般会計等からの負担金や補助金が含まれているということになつていきますので、そして、その負担金、補助金というのを見ますと、額でいうと、補助金で約四千億程度で推移をしていて、負担金でいうと一兆

円弱でありますので、これを考慮しますと、先ほどの一千五百から二千五百の黒字というのが本当の意味の黒字じゃなくて、少なくとも、一般会計に企業会計から貢献をしているという姿にはほとんどなつていない、逆だろうということになつております。

私も、前職、岡山市長をやつておりました、その関係でいうと、公営企業の経営については本当に苦勞がありました。大変な苦勞というのか、まあ、楽しかつたんですけれども。病院はやはり大変でして、累積が約百億あつたんです。ずっと毎年十億ふえているんですよ。どうするんだということ、これはいろいろ考えた結果、まず、地方公営企業法を全部適用させていたで、立派な管理者に來てもらつて、その管理者と折衝した結果、赤字改善ないし黒字化できた場合の一定割合を成功報酬としてボーナスでお支払いするというところで気合を入れたんです。当初、五割ぐらいでいいかなと思つたら、二割くれないので、二割出したんですけれども。まず起つたことは、物すごく意識が変わりました。結果として、二年後には黒字になつちやつたんです。

なつちやつたんですけれども、その後、オンブズマンの方々が訴訟を起こしまして、成功報酬型の支払いというのが地方自治法上、給与法定主義、条例主義との関係でおかしいじゃないかと。条例には成功報酬と書いてあるんですけれども、それでもその条例自身が自治法に違反しているじゃないかというので裁判を起こされて、結局負けちゃいました。かわいそうに。本当に申しわけなかつたんですけれども。頑張つていただいた病院管理者の方が返還請求に遭つて、ひどい目に遭つちやつたという経験を、今からでも本当におわびをしたいぐらいの気持ちです。

それから、次に、卸売市場事業、これも大変です。何で一市町村がやるのかわからないぐらいの大変さなんですけれども、これも全部適用してやりました。これについては、そろそろいい成果が出つつあるんですけれども、大幅な改善には至つ

ていない。

水道事業については、これは値上げです。値上げをする。水道料金の値上げとか、あるいは水道の徴収漏れの徴収というのは大変なんです。裁判をするわけやかんやでいろいろなことをして、弁護士をいっぱい頼んでやりまして、これは随分改善をしました。

最も苦勞したのは、実は下水道なんです。下水道は大変でございました。

就任直後に、平成十一年の三月の末ですけれども、当時の下水道局長が來まして、市長、実は岡山市の下水道普及率は公表より少ないんですよ。当時五〇・五と言つたんですよ。えつと言つて、何ぼ少ないの、一、三、五でも違うのかと言つたら、もう一声と。五、五でも違うのか。いや、もう一声。一〇かと言つたら、いや、もう一声と言つて、結局一五達つて、実際三五のものが五〇・五ぐらい出ていたんですよ。これはいけない、何でそんなことになるのかという後の議論になるんですけれども。

下水道というのは、当然でありますけれども、たしか交付税の裏側に入つていっているのか単価が入つていますから、えらいことになるぞというので、まず情報公開をしないかぬと。その上で整理をしていこうということで、情報公開をしました。当時何が起つたかといひますと、総務省、前は自治省だつたんです、自治省に言つたら、何でそういう話を黙つて情報公開したんだと言われた。もう時代は変わりましたね、本当に。大変でしたけれども。

それで、総務省といういろいろ整理をして、錯誤じゃないというのを言われて、錯誤じゃないものですかから返還プラス違約金みたいな金利がつくんです。返還分が二十一億で、違約金みたいなのが、懲罰的な金利のところ十九億何かで、結局、たしか四十一億お支払いしたんですよ、そのときに。きれいさっぱり、耳をそろえて、ばんと国にお返しをして、後、きれいに整理をしてやつていたんです。

今度はこれが、だんだんこういう傾向が出てきたんですけれども、その十九億について、原因者である前の市長さんその他に対して市から返還請求をしないやないかなという訴えが起きて、僕はしなかったことについて被告になって、今でも係争しているんですけれども、本当にこれには苦勞をさせていた、だいておるわけです。

ただ、もう一つの苦勞は、やはりそういった情報公開並びに問題の是正をした後、今度は財政面で、下水道との関係で一般会計から繰り出ししますね。この繰り出しが、例の公共事業で景氣対策をしたときにやったものの裏側が一気に返還時期になってきたものですから、繰り出し額が年間二千億の財政の中で百五十になるんですよ。一般会計から下水道に繰り出す額が、二千億の財政規模で百五十億になる、これはもうもたないぞということ、もう言ったんです。下水は大切なんだけれども、市の財政や市民生活が下水道に吸い込まれて流れてしまう、下水道に沈没する岡山市というようなことになっているのは、これはいけませんという強い意識がありました。

そこで、そういう問題意識について全国市長会でもいろいろ話をしておりましたら、それはそのとおりだという声が多くて、下水道についてはどうするんだという議論がありました。もちろん、下水道の有効性ということにつきましては、これはもうみんな異論がない、だれもそのとおりだと思っておりますし、住民の皆さんからも下水道の整備については非常に強い要望があります。しかし、先ほども言いましたように、下水道で町がつぶれたのでは元も子もないという気もするわけでありまして。

したがって、持続可能な下水道にするためにいろいろすることが必要です。制度面でも、例えばどういう整備の仕方をするか、面的整備をするかどうかとか、技術面あるいは資金面、いろいろな点で改善をしないと、人口減少下では本当に今後大変なという気がいたしまして、そのときにやったことは、まず、下水道については料金算定

のベースが水道料になっていきますから、水道局と一緒にしたらどうかと思って、上水道と一体化した地方公営企業に最終的になるのが一つの方向じゃないかなというので、水道局の経理担当を下水道に行ってもらっています。

これがまた陳外されて、同じ市役所ですから陳外とは言えないんですけれども、肌が合わないということ、水道局から行ったやつが音を上げまして、へとへとです、こんなところで経理の話をしても聞く耳を持ってくれないというような訴えがある。これは大変だなということ、ございまして。

公営企業法の問題に若干移りますが、公営企業法では、上水道と工業用水道をするときは一体でやれ、一体性をもとと念頭に置いていまして。しかし、下水につきましては、まず公営企業法が任意適用、つまり財務の適用もないし、適用もない、やるんならやってもいいよというぐうらいのことになっている、そういう状況であります。

そこで、さつき申し上げたように、下水道について最終的に一体化した地方公営企業を目指すという話をしたときに、下水道局の方から、資産の状況もよくわからないし、まずは財務について適用する準備をするのに五年は欲しい、こういう話なんです。当時、下水道局の方からまじめな反応として、財務の準備をするだけで五年は欲しいと言ってくる。どういふことなのかと思って内部の若手の話を聞くと、技術系の方が多いんですけれども、下水道をつくることだけでも精いっぱい、財務のことなんか考えたこともないというのが基本的な当時の反応ということでありました。

これが岡山市における下水道の実態だったわけですから、一方で、こういう実態が岡山市だけではないんですね。ほかのところの聞いてみると、同じような状況がいろいろ起こっている。

そこで、今度は国土交通省にお話を伺いしたいわけでありまして、たしか、私もが市

長をしていたときに、国土省の下水道部長にもお願いして、経営問題を少し勉強しようよということと提案をしたことがありました。それはそう、だという話になって、このところ国土交通省としても、下水道の持続可能な経営という観点からいろいろ検討されている、あるいはそれが加速されているものと信じておりますけれども、そういう意味で、経営の観点からの下水道事業についての国交省としての現状認識、そして検討に当たっての問題意識や現在の検討状況あるいは成果について、ぜひお聞かせいただきまして、お願いをいたします。

○江藤政府参考人 お答え申し上げます。
下水道の経営の現状につきましては、下水道整備の進展に伴いまして、起債の元利償還金あるいは維持管理費が年々増加してきているわけですが、その一方で、使用料収入は、使用水量の伸び悩みといえますが減少によりまして、思うように料金収入が伸びていないという状況の中で、一般会計からの繰り出しが増加しつつあるという状況でございまして、総じて経営状況は非常に厳しい状況にございます。

さらに、将来的にも、施設の維持更新費の増加であるとか、あるいは人口減少による使用料収入の減少等を考えますと、状況は一層の厳しさが見込まれるというふうにお考えしております。委員御指摘のとおり、下水道サービスを安定的、持続的に継続していくために、経営基盤の強化というのが極めて重要な課題であるというふうに認識しております。

国交省といたしましては、平成十六年の十二月に、公共団体に対して、明確な経営目標や経営見通しの策定、あるいは適切な下水道使用料の設定など、経営をやっていた上で特に重要な事項につきまして留意事項としてお示し、その健全化に向けた取り組みをお願いしているところでございます。

さらに、現在、社会資本整備審議会の中の下水道小委員会におきまして、下水道経営の計画性の

向上のための経営計画の策定、あるいは透明性向上のための企業会計方式の導入、あるいは安定的な収入確保のための下水道への接続の促進など、公共団体における経営基盤の強化の取り組みを促進していただくための方策につきまして、有識者の先生方にお集まりいただいて、現在多方面から検討をいただいているところでございます。

また、経営の健全化のために、施設の整備や管理の効率化、あるいはコストの削減ということも非常に重要な課題であると私も認識しております。例えば、整備のあり方につきましては、地域の自主性、裁量性を高めるために、平成十七年から、汚水処理施設の事業の進捗状況に応じて予算の流用といえますが融通が可能となるような汚水処理施設整備交付金という制度を設けまして、効率的な整備を促進しているところであります。

さらに現在、汚水処理施設の既存の能力を相互に活用して、より一層に連携が強化できないかというようなことであるとか、あるいは従来の技術基準にとらわれないで、地域の実情に応じて低コストな整備手法を導入しようというようなことを取り組んでおりまして、今後とも、経営基盤の強化、健全化に向けて公共団体における取り組みが着実に進みますように、私ども、関係省庁とも連携を図りながら積極的に支援していきたいと思っております。

○秋原委員 ありがとうございます。

今お聞きのように、下水道事業につきまして、現状が厳しい。つまり、維持管理費が上がりながら、水道がベクトルボトルにかわったからというふうなことでもないんでしょけれども、余り使わなくなっていて、結局収入が伸び悩むというので厳しく、さらに今後、今度はやりかえの需要とか出てくるものですから、一層厳しい。現状が厳しく、今後は一層厳しい、こういう状況であります。

これにつきまして、今お答えがありましたように、国土交通省でも検討が進んでいますけれども、総務省を中心とする他の省庁ともよく連携を

しながら議論を進めていた、だいたいというふうに出ておられますし、雨水や水環境の問題もありますので、河川行政や環境行政との連携や、そこにおける費用分担なども含めて、総合的な検討をしていただくように心から御期待を申し上げます。

また、今下水道を例に挙げましたけれども、下水道分野以外でも、先ほどちょっと大臣の口からありましたけれども、病院事業につきましても、自治体病院の役割を再定義しなければならぬんじゃないかという時期に来ておりますし、また、病院事業や交通事業についていうと、いわゆる累積欠損金の問題があつて、これは四・五兆円ぐらいですから、これはもう大変な額でありますし、一体これはどう処理できるのということについては、そろそろ頭の整理をしなきゃならない。

また、交通事業につきましても、これも大臣もつとに御指摘だと思ひますけれども、民間との関係をより厳密に議論しなきゃならないというふうに思ひます。バス事業などはその典型でありまして、全くと言っていい同じサービスであるんだけれども、官民のコスト格差、特に給与格差というのは著しいものがあります。これについては、組合の抵抗の激しい分野であることは予想されますけれども、ぜひとも民主党の皆さんにも国民、市民の視点に立つて御協力をいただきますように、心からお願ひを申し上げさせていただきます。

また、そういう観点から、地方公営企業の制度がコストに関して十分な見直しができる枠組みになつていくかどうかということもチェックをする必要があると思ひます。例えていいいますと、公営企業法は、料金等「地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保」これはいいんですけれども、「及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り」、「私人に委託することができる。」という議論になつています。

これはある程度理解できなくもないんですけれども、私の経験でいうと、税金の滞納徴収を民間に一部やつてもらおうというときに、この条文を

出してきて、いわゆる水道料金でさえここまで言っているのにそんなことができるわけがなからうかという、強い反論の根拠になつちゃうんですね。

こう規定があるのはわかつているんですけれども、一方で、国としては、例えば市場化テスト法というのを導入して、民間にできることは民間でやるんじゃないかという議論になつてくるけれども、そういう市場化テスト法の持つている相場からいうと、公営企業法の相場というのは非常に制限的になつてくる。これについては大きな問題があるというふうに思ひます。

もう少し突っ込んで申し上げますと、公営企業法の対象分野以外で、例えばごみ収集なんというのは民間委託ができて、給食も民間委託ができて、相当進んでいるにもかかわらず、公営企業分野での民間活力の活用が逆にこういつた法制の中で余り進んでいないんじゃないか、変な感じだな、公営企業の方が進んでいるのに、ほかの分野の方が進んでいるという感じになつていて、公営企業法が民間活力の活用に対して、まさかとは思ひけれども阻害要因になつていたりしたら変な話ね、そういう疑問が出てくる。これについては、そろそろこの問題に答えるべき時期になつてくるかもしれない。

そういう観点から、コスト削減へのインセンティブの強化とか、あるいは民間活力の利用の拡大、さらには、例えば公営企業の民営化への標準手続、民営化はするんだけれども、公営企業なんだから管理監督を十分しないとかめというようなことも含めた、新型の地方公営企業法の研究というものがされてもいい時期じゃないかなというふうな私としては常々考えておりました。

そういう新型のものをつくつた上で、現行の対象分野だけにとらわれず、他の地方行政の事業的分野、例えばごみの収集処理とか、さつき申し上げた給食とか例えば公営ギャンブルとか、いろいろなところで事業的性格がありますので、それに新型地方公営企業制度というものを適用していく

ということも将来にわたつては有意義かもしれないと前から考えておりました。

それからもう一つ、議論されてしかるべきことは、新型地方公営企業制度と勝手に言つておられますけれども、もう一つの論点があるのは、有限責任型の地方公営企業というのには制度化できないだろうかという論点であります。

三セクというのはそもそもそういう発想があつたんですけれども、従来の三セクにつきましても、結局のところ、地方自治体のいわゆる保証という形の中で無限責任というのが暗黙の前提となつていて、安易な経営と借入れが招かれて、結局地方財政の悪化の原因になつてしまつたという反省があります。

そこで、制度的にしっかりと、出資の範囲内の有限責任というのを明確にした上で、民間資金とともに、あるいは先ほどの新機構法の中にある民間資金の導入に対する支援というものを受けるながら、リスクを新機構、民間、そして地方自治体が分け持つような形で公営企業制度というふうな意味での、いわゆる有限責任型のものができないか、そんなような気もするわけであります。

以上、思ひの一端を申し上げますけれども、ここで改めて大臣にお伺ひしたいわけですが、地方公営企業制度については幾つかの改善の可能性があるとこのように私も思つておりますが、総務大臣の制度改革に向けての御所見がもしございましたら、お聞かせいただけますようお願いいたします。

○菅国務大臣 新型地方公営企業制度ですか、あるいはまた有限責任型公営企業制度、委員が首長時代の大変御苦労された中でさまざま考えられたというふうな思ひます。

私自身も実は、大臣に就任をして、五%以上の公的資金の繰り上げ償還、これは今度五兆円させていたいただきますけれども、これについてはやはり、今の下水道とか、まさに高金利のときにつくつたものがかなりありますから、それが財政を圧迫している要因でもありますので、そのことに

ついて取り組んできたという経緯もあります。いずれにしろ、厳しいことはすべてに言えるわけでありまして、また先ほど指摘ありましたけれども、賃金の問題とか、さまざまな改善すべき点はたくさんあるというふうには思つております。

平成十七年度の地方行政指針において、地方公営企業の民間譲渡、事業廃止の促進とか、あるいは事業を継続する場合であっても、指定管理者制度、地方独立行政法人制度、PFI事業、民間委託等の民間経営手法の導入促進、先ほど言ひましたけれども、給与の水準の見直しあるいは定員の純減、いろいろこうしたことを強く行つてきました。

先ほど、病院経営の中で、管理者をかえたら十億円の赤字が黒字になつたという話がありましたけれども、実は私自身も、国立病院、これはたしかかなり民間に譲渡していますけれども、国でやつたときはすべて赤字だつたそうなんですけれども、民間にしたら全部黒字になつた、そういうこともありますので、そうしたことを考えたときに、やはり公営企業、まだまだ自分のところで経営する場合もそうした余地というのはかなりあるんじゃないかなというふうな思つております。

いずれにしても、今度の国会に提出させていた、だいていますけれども、この財政健全化に関する法案、ここにおいては、普通会計に公営企業会計も連結をした制度をつくつて、国民の皆さんにとつて透明性の高いものにして、常に監視してもらつていく、そういう状況をつくることも大事だというふうな思つております。

いづれにしても、こうした地方公営企業については、地方公共団体の声も聞きながら、健全化、効率化に努めていきたいと思つております。

○萩原委員 ありがとうございます。大臣、おっしゃるとおりでございまして、ぜひ国としてもさまざまな制度改革の研究実施というものを改めて御要望を申し上げますとともに、今回の公庫法から機構法への入れかわりによりまし

て、地方公営企業に対する金融が地方自治体の共同の事業になって、さらに先ほど申し上げたように民間との役割分担もあるということですから、そういうことをいい契機として、地方自治体みずからの発意によって地方公営企業制度の改革の提言も期待できる、そのことも改めて期待申し上げます。質問を終わります。

○佐藤委員長 次、鍵田忠兵衛君。

○鍵田委員 自民党の鍵田忠兵衛でございます。さて、質問に入ります前に、先週お亡くなりになりました長崎の伊藤一長市長の御冥福を心よりお祈り申し上げる次第でございます。

私も市長の経験がございます。そういった中で、本当に残念なことであって、選挙中にあつて銃弾に倒れるということ。実は、私も市長時代に言葉の暴力を受けたことがございました。街宣カーが奈良の静かな町並みをちやうど九週間にわたって走り回りました。それも一台じゃなしに大型バス二台、そしてまたその後ろに小型が二台ついて、四台のいわゆる街宣カーが奈良の町じゅうを走り回って、九週間続けてくれました。

そしてまた、昭和四十二年であります、私が十歳のときに、うちのおやじが市長になって三カ月後に右翼団体の暴漢に襲われたことがありました。これも、事もあらうに市役所の中で木刀を持って階段の上から襲ってきた。ただ、おやじは武道をやっておりましたので、肩の打撲だけで済んだわけでありましたが、あれは逃げていって、やはり半身不随になったか、ないしは命を落としたかもしれません。そういった経験、私もあつた中で、この間の伊藤市長のあいつた事件を聞いて、非常に腹立たしい思いがしたわけでございます。

やはり暴力というものは、これはよくない。ただ、市長というものは責任がございます。その町の責任があつて、いろいろな手紙を出すのもそ

う、通知を出すのもそう、督促状を出すのもそう、市長名で出すわけですから、結局市長が市民からみんな責任を問われるわけでございます。そんな立場におる。だから、市長としての責任というものもあります。ただ、それを相手は暴力にかえて襲ってくるということ、これは断じて許せるものではないと思っております。

さて、では質問に入らせていただきます。公営企業金融公庫は行革推進法等により平成二十年十月に廃止されることとされ、地方が共同して設立する法人に業務が移行することとされておりますが、公営企業金融公庫はこれまで、地方公共団体が上下水道、病院、交通等の住民生活に密着した社会資本整備事業を確実に安定的に行うとともに、こうした事業を行うに当たって、公共料金の抑制や地方財政の負担軽減を図るための長期、低利の資金を安定的に供給することにより、住民福祉の向上に寄与してきたところでござい

ます。そうした今までの状況等を考えれば、政策金融改革によって公営企業金融公庫は廃止されるということになります。地方公共団体が引き続き上下水道等の社会資本整備を行うことには変わりなく、新しい組織についても、今後とも地方公共団体に對し、長期、低利の資金を安定的、継続的に供給することが可能となる仕組みとする必要があるものと考えております。この基本認識のもと、順次質問をさせていただきます。

まず、この公営企業金融公庫の改革によって、現公営企業金融公庫は廃止され、地方が共同して新機構を設立し、この組織に業務が移行することとなるわけでございますが、この改革についての基本的な理念、また考え方はどういったものであるのか、大臣にお答えいただきたいと思

います。

〔委員長退席、岡本〔芳〕委員長代理着席〕
○菅国務大臣 実は、私も長崎の伊藤市長、全国の市長会の副会長をやっておられまして、何回と

なくお会いしております。そして六月には市長会の会長に立候補する、このことも既に表明をしておりましたので、そういう意味では、地方自治のまさに主導者があのような形で亡くなられたこと、心からお悔やみを申し上げたいと思っております。

そして、今、鍵田委員から、みずから市長としての経験、またお父さんの市長時代のことをお話がありましたけれども、やはり暴力はもう絶対にこれは許してはならない、そういう思いであります。そして、市長は、今言われましたように全部市長の名前で出ますので、そうした公人に対する暴力については、私もこれは国を挙げてしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

この公営企業金融公庫の新組織でありますけれども、行革推進法並びに政策金融改革に係る制度設計、それに基きまして地方六団体から提出をされた制度設計案の考え方に沿って、本来制度設計を行ったものであります。

特に、行政減量・効率化有識者会議などの外部有識者の方々の意見にも広く耳を傾けて、そして組織運営に関する外部性の確保、また、あるいは各事業の重点化、規模の抑制を図ることとしたところであります。

また、国の関与は違法性のチェックなど最小限に限定をする、そういう中で設計をされているところであります。

○鍵田委員 ありがとうございます。

法案の策定過程において、新しい組織は地方のみならず設立する組織ということで、地方六団体においても検討がなされてまいりました。昨年十月に地方案として政府に提出されていると聞いておりますが、本法案は地方六団体案を踏まえたものとなっているのか、また本法案について地方の案との相違点はどこにあったところにあるのか、お聞かせいただきたいと思

います。

する新たな組織を設置して、地方公共団体の長期、低利の資金ニーズに的確に対応する、実はそういう仕組みを構築することになっております。また、現公庫の財務基盤の全額を承継することが柱となっております。本案は基本的にはこうした地方案を踏まえてできているものであります。しかしながら、組織運営の外部性の確保のために、地方案におきましては代表者は地方の代表のみで構成することになっておりましたけれども、代表者会議に地方の代表の皆さんと同じ数の学識経験者を今回の法案については入れております。機構が地方公共団体の民間からの資金調達を補完する組織であることなどを踏まえ、貸付対象事業について、地方案より限定を加えて公営企業及び臨時三事業とすることなど、この二点については地方が提出したものと相違があるというところであり

ます。

○鍵田委員 ありがとうございます。

では、今度は、業務のあり方という観点から質問させていただきます。

私の地元奈良市においても、ダムに水源の多くを求めている上下水道事業や、そしてまた今後も建設投資が必要な下水道事業、下水道事業については先ほど萩原委員もいろいろ御質問しておられたわけでありまして、特に下水道というものは、古くは各管が全国にたくさんあるはずなんです。ただ、各市町村にしても、どうしても見えるところからやろうとする。下水道というのは道路の下に隠れておるから、そういったものが後々に先送りされているわけですね。どこで陥没が起ころうとおかしくないぐらいの下水道管があるような気もしております。

そういった中で、建設事業の償還費が経営に与える影響は非常に大きくなってくると思

います。

公営企業において貸付残高に占める公営公庫資金の割合は幾らか、そしてまた、そのうち市町村の占める割合が幾らになっているか、お聞かせをいただきたいと思

います。

○岡本政府参考人 お答えをいたします。

公営企業の企業債残高は、今委員御指摘のように下水道がその大半を占めておりますが、それも含めまして、十七年度末で、合わせて企業債残高六十兆一千六百二十九億円に上っております。このうち、公営企業金融公庫資金の占める割合は二九%、十七兆三千七百億円でございまして、この主な貸付先は、十七兆のうち約十四兆円は市町村に貸し付けているという状況でございます。

○鍵田委員 ありがとうございます。

続いて、今の御回答のように、公営企業金融公庫は地方公営企業の安定的な経営に寄与してきていたと認識しており、また市町村に対する貸し付けの割合から見ても、財政力の脆弱な市町村にとつては、今後とも安定的な資金を供給する機関として、後継組織である機構の存在意義は高いものであると考えております。

そのような中で新しい組織が設立されるわけですが、この法案を見てみると、業務に対する限定が非常に強いものとなっておりますに感じます。例えば、地方が主体的に運営する組織であるにもかかわらず、業務範囲が限定されたものとなっておりますが、これはどういった趣旨であるのか、またその見解をお聞きしたいと思います。

○菅国務大臣 機構は、地方が主体的に運営をする組織である一方において、地方公共団体の資金調達を補完するものであります。また、総務省としても、地方債資金の民間調達を推進しているところでもあります。

こうしたことを踏まえて、機構の業務範囲については、民間からの調達では限界がある長期かつ低利、そうしたものであつて、その上に、住民生活に密着した上下水道、交通、病院などの社会資本整備に対する貸し付けに限定をしたところであります。

○鍵田委員 ありがとうございます。

また、これも業務の限定に関連するわけでありますが、事業規模についても、財政融資資金と並行して縮減していくこととなっております。これ

はどういう趣旨であるのか。むしろ、地方の意思にゆだねるべきではないのでしょうか。この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○菅国務大臣 今申し上げましたように、運営は地方、そして利用者も地方、そういうことで、さらに、総務省は、地方債資金の調達を民間にほとんどほとんどと推進している、こういう考え方に立っていますので、こうしたことを踏まえて、行革推進法に基づき地方公共団体向けの貸し付けを段階的に縮減していくという財政融資資金と並行して、機構資金についても段階的に適切な縮減を図っていきたくと考えております。

○鍵田委員 貸付対象事業が限定されたり、そしてまた事業規模全体を縮減していく規定があつたりますわけですが、このような限定つきの組織で、市町村に対し安定的な資金が供給できるのか。また、現公庫が廃止され、機構が設立されることにより、地方公共団体の資金調達に支障が生じるおそれがあるのではないのでしょうか。

○菅国務大臣 この点については、実は十分に配慮させていただいております。

機構は、先ほど来申し上げましたが、地方公共団体が民間から行う資金調達に限界がある長期そして低金利の資金であつて、また住民生活に密着した、こうした社会資本整備事業に対する資金の融通を行う組織として設立をされる。そのため必要な財務基盤についても、これを確保させていただいております。

こうした財務基盤を有する機構の貸し付けは、財政融資資金の貸し付けと相まって、地方公共団体が必要とする資金への安定的な供給というものを可能にするものと考えております。

○鍵田委員 また、法案においては、十年後の見直し規定というものが置かれております。この見直し規定においては、機構の自主的、一体的な経営を確立する観点から行うものとされておるわけであり、一方、「業務の重点化を図ることの重要性に留意しつつ」ともされておる、ただでさえ貸付対象事業に限定がかけられている組織に

あつて、さらに行革の視点を踏まえないければならないとすれば、この十年後の見直しにおいて貸し付けが大幅に減少させられるおそれがあるのではないかと心配しておりますが、この点はいかがでしょうか。

○菅国務大臣 政府は十年後を目途に見直しを行うこととしておりますけれども、その際、地方の意見や状況を踏まえ、貸付規模の大幅な縮減を図るものではないと存じます。地方六団体の意見を聞いた上で、地方団体の民間からの資金調達の状況とか、あるいは業務の重点化を図ることの重要性に留意しながらも、機構の自主的、一体的な経営を確立する観点から、業務のあり方を全般を検討し、必要な見直しを行う、こういうことになっております。

その見直しに際しては、将来における機構の具体的な姿について検討がなされるものと考えておりますけれども、総務省としては、機構が将来にわたり地方公共団体の資金調達を補完する役割というものを的確に果たし、そして地方財政の健全な運営に寄与していく、このように考えております。

○鍵田委員 ありがとうございます。

では、観点を改めて、今度は財務基盤の点からちよつとお聞かせをいただきたいと思ひます。次に、資産、負債の承継についてお尋ねをさせていただきます。

資産、負債の承継についても、地方案においては、現在の財務基盤の全額を継承するとされていくところであり、組織の移行に際しても、引き続き地方における住民生活に密着した社会資本整備を進めていくには、機構の財務基盤をきちんと確保する必要があります。

行革推進法には、必要な財政基盤を確保するための措置を講ずることとなっておりますが、どのような措置を講じられたのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○菅国務大臣 今委員より御指摘をされましたように、行革推進法においては「必要な財政基盤を

確保するための措置を講ずる」、こういうことになっております。

こうした趣旨を踏まえまして、現公庫の財務基盤の大部分を占める債券借換損失引当金につきましては、機構の将来にわたる経営の持続可能性を確保するために必要な額を精査し、組織が移行する平成二十年十月時点において予想される債券借換損失引当金残高、おおむね三・四兆円の全額を機構に承継することとしたところであります。必要な財政基盤はこのことによつて確保することができると考えております。

○鍵田委員 ありがとうございます。

また、現行の公庫もそうではありますが、新機構についても、すべての資金調達を債券発行で賄い、また地方公共団体に対し長期、低利の貸し付けを行う組織であります。言うなれば、市場から長期そしてまた低利の資金調達ができるかどうかがこの組織の生命線であると言つても過言ではないのではないのでしょうか。そのためには、新機構が市場での信認を確立することが必要不可欠であると考えておりますが、新しい組織は市場の信認が得られるのでしょうか。その点について大臣にお聞かせいただきたいと思います。

○菅国務大臣 機構は、地方公共団体向けに限定をして長期、低利の資金の貸し付けを行うという政策目的を担うとともに、その財務基盤として債券借換損失引当金を全額承継することによつて、将来にわたる経営の持続可能性を確保することができるといふふうに考えております。

これらについて、投資家へのIRを通じて市場関係者に周知を行うことによつて、市場評価を確立できるものと考えております。

○鍵田委員 ありがとうございます。

通告をしていただいた質問がこの九点なんです。時間はまだあるようでありまして、この辺で終わらせていただきたいと思います。

ただ、冒頭から申し上げておりましたように、公営企業金融公庫の機能、この機能は地方が住民に密着した社会資本整備を進めていくためには極

めて重要なものであると考えております。よつて、地方に対し、長期、低利の資金が安定的に供給されるよう、新組織設立に向けてしっかりと準備を行っていただき、きちんとした組織をつくっていただきたいと思います。

やはり、大臣、各地方、公営企業金融公庫を今まで利用してきて、今まで財政基盤が非常に乏しい中でやっております。どうぞ、この新しい機構がその地方のためになるようによろしくお願い申し上げます。

では、これをもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○岡本(芳)委員長代理 次に、森本哲生君。

○森本委員 民主党の森本哲生でございます。

なかなか皆さんお疲れで、執行部も大変だと思ひますが、頑張つていただきますようお願いいたします。

地方公営企業等金融機構法案に関する質疑をさせていただきます。

先週の十九日に行われました本会議におきまして、本法案に関する代表質問をさせていただきましたので、本日は、代表質問に対して菅総務大臣から御答弁いただきましたことについて、個々にもう一度確認をさせていただくことを中心に質疑をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ただ、本法案にも関連してくる問題から質問させていただきます。この前、先ほど鎌田議員もおっしゃいましたが、長崎の伊藤市長の襲撃事件につきまして、非常に重大なことも私も受けとめておるわけでございます。

ただ、この問題については、大臣におかれては、市町村、県の段階にも踏み込んでお話をしていただくというところは非常に難しいかと思うのでございますが、今、地方分権で、許可とか、例えば公共事業、土木に関する問題については、こうした事件、犯罪と結びつかないまでも、ささやきとか、いろいろな問題で職員の皆さんが非常に神経

を使つてみえるということを、私はいろいろなところから情報をいただいております。ノイローゼになられる方もたまにおみえになりますし、職場を去つていかなければならない、そんな事態を、今大臣はどのように現状をお受けとめになつておられるのか、見識をお伺ひいたしたいと思ひ存じます。

○菅総務大臣 公務員の皆さんが公平で公正な仕事を行うことができないような状況であるということであれば、これは極めて遺憾なことであるというふうにも思っております。特に、暴力団が不正な利益を得るために、行政機関とか、あるいは行政の長、こうした者に対して違法、不当な行為を行うことについては断じて許すことはできないというふうにも思ひますし、それぞれの自治体において、警察とも緊密に連携をしながら対応していくということが必要だというふうにも思っております。そして、それについては、どんな小さなことであつても逐一連携をとる必要があるというふうには私は考えているところであります。

安倍総理も、こうしたことを二度と再び起こしてはならないという強い決意のもとに、私も、暴力団の関係者庁連絡会議とか、あるいは関係関係会議、こうしたものを早急に開催し、こうした社会をなくしていく、そういうことについて私も全力で取り組んでいきたいと思ひ存じます。

○森本委員 大変前向きに御答弁をいただきました、感謝申し上げます。

ただ、これは潜在的にあることでございまして、ある意味では巧妙ですから、現場を的確につかんでいくということには非常に難しいということもあります。

特に、くどいようでございますが、権限が移譲していく以上、そうした問題は今後さらに市町村では発生してくる。そういうことで、今の認識をしっかりといただいておりますので、今後につきましても何とぞ格段の御配慮をいただきたい。例えば三重県では、産業廃棄物の関係に警察当局の本

部との人事交流の中で対応されておるといふ事例もあります。ほかの県も多分そういうことを想定されて今の大臣のお言葉だと思つておるんですが、特にそういった意味も含めて、今後御検討いただくようによろしくお願ひを申し上げて、次に入らせていただきます。

市町村合併についての思いを少しお聞かせいただきたいわけでございます。

これまで市町村合併を推進されてきたわけでございますが、地方分権一括法の成立以前の一九九九年の三月末には三千二百三十二あったものが、合併特例債による財政支援措置などもあつてどんどん減少して、きょうも先ほどお話がありましたように、現在では千八百四になつておるわけでございます。

合併の促進には、基礎的自治体である市町村の行政能力の充実強化を図るといった目的もあつたと思ひますが、現時点において、これまでの市町村合併をどのように総括されておられるのか、総務大臣からよろしくお願ひいたします。

○岡本(芳)委員長代理退席、委員長着席

○菅総務大臣 今委員からも御指摘がありましたように、三千二百幾つあつたのが今千八百を切るような状況になりました。それぞれ市町村の皆さんが大変な御努力をされて合併されたわけでありまふけれども、そのことによって、当面、市町村の三役及び議会の議員が約二万一千人減少したというところでありますし、年間約千二百億円の程度の効率化が図られる見込みであります。こうしたことは、おおむね合併十年後以降においては、人件費の削減等によつて年間一・八兆円の効率化が図られるものと推計をされ、市町村合併というのは行政の効率化にも大きく資するものであつたというふうにも思つております。

そしてまた、合併をした市町村においては、新しいまちづくりの取り組みをスタートされたばかりでありますけれども、地域の課題に対応して、住民サービスの維持向上、そうしたものが図られる、このように期待をいたしております。

しかし、また一方で、全国には一万人未満の市町村も全部で五百あるというふうになつております。住民に身近なサービスを将来にわたつて総合的、安定的に確保することができるよう、市町村合併の推進によつて市町村のそうした基盤の一層の強化というものを図つていきたいと思ひ存じます。

○森本委員 大臣の認識、おおむね私も同感でございます。例えば、効率化の問題については大変効果が上がつてきているという一方、しかし、新しいまちづくりについてはこれから大変な事態を迎えるのではないかと。そのことは、きょうは公営企業の関係でございますから、具体的には申し述べませんが、ここがこれからの一つの合併のポイントであろうかなというふうにも思ひ存じていたしております。

それでは、先ほども少し触れましたが、今後の見通し、方向性につきましてお聞きをいたします。

合併が進んでいる結果として、また、人口要件が緩和されている中で、政令指定都市がふえておるわけでございます。先ごろその数が十七となつて、今後さらにふえていくことが予想されておるわけでありまふ。大臣の御地元の神奈川県に至りましては、県の人口約八百七十九万人のうち、横浜市と川崎市の二つの政令指定都市の人口が、おのおの約三百五十八万と百三十三万人、そして、最近人口が約七十七万人となつて政令指定都市を目指されている相模原市の約七十七万人を合わせますと、何と県人口の約六三・八%を占めることになるわけでございます。

こうした市町村の巨大化が生じる一方で、人口が約二百人の青ヶ島村といった小規模ながらやつていくとする自治体もあるわけでございます。ただ、財政力の弱い小規模自治体がこのままやつていくのはだんだん難しくなつてきているというのが現実であらうと私は思つております。

そこで、今も答えありましたが、今後も国として合併を促進されていかれるおつもりか、その

場合、千八百を切るまでというふうにならぬか、いましたが、どこまで減らしていくおつもりか、全国幾つぐらいいにその結果なっていくのが適正かということについてお伺いできれば、こういうふうにしていただければ、いいと思います。

○菅国務大臣 市町村合併につきましては、与党の行政改革推進協議会における、市町村合併後の自治体数を千を目標とするという方針を踏まえております。引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進するという閣議決定に基づいて、政府として積極的に推進をいたしているところであります。

現在の少子高齢化社会の進行や厳しい財政状況の中で、さらにまた地方分権というのは当然これから私ども進めさせていたいただきますので、そうしたことを考えたときに、特に小規模の団体については、住民に身近な行政サービスの担い手として現状のまま自立していくことが可能な場合も含めて、合併新法の期限を見据えて、これは二十二年の三月末でありますけれども、十分な議論をし、合併について検討していただくことが必要だということに思っております。

合併新法においては、委員既に御承知のとおり、今お話がありましたけれども、指定都市あるいは中核市等を目指す市町村や、おおむね人口一百万未満を目安とする小規模な市町村等を対象として、都道府県が市町村合併の推進に関する構想を作成する、それとともに、合併協議会の設置勧告をできるようにするなど、都道府県の役割を強化しておるところであります。私ども、それは都道府県に積極的な役割を果たしていただきたい、こう思っているところであります。

いずれにしても、先ほど横浜市の例を出されましたが、今三百六十万人でありますから、果たしてこの三百六十万というのはいいのかどうか、これもまたある意味では私は問題点とされている者の一人でもあります。政府としては、そうしたものの踏まえて、とにかくこの合併プランによって各種支援措置を講ずることによって、都道府県の皆さ

んに引き続き合併促進をとりあえずはしていただきたいなというふうに思っています。

○森本委員 ありがとうございます。

大臣、千の目標は、具体的に二十二年末までを目標としたいということではないと。

総務大臣のお考えで結構です。

○菅国務大臣 与党のこの協議会における千という目標に向かって、合併新法の期限を見据えて検討していくつもりでありますけれども、しかし、そういうものも含めて、まだまだこれは十分議論する必要があるというふうに私今考えております。

○森本委員 ありがとうございます。

それでは、これも意見としてある程度申し上げたいことでもあるわけですが、三位一体の改革について具体的に少し、時間は余りないつもりでありますが、お願いをしたいと思っております。

この三位一体の評価でございますが、地元の三重県がどのように評価をしているかと申しますと、税源移譲に関しては、これまで実現しなかった壁を突破したということで、評価を大いにされています。しかし、税源移譲された国庫補助負担金については、ほとんどが地方の裁量拡大にはならない義務的なものとなっている、このように言われておるわけでございます。

また、地方交付税について大幅な削減、これは平成十五年度から平成十八年度で六百四十八億円が減少になったことから、国の財政再建を優先して、地方に負担を押しつけたものであって、極めて遺憾な結果に終わったという厳しい評価をここでされておるわけでございます。

ただ、三重県のような比較的努力をしているような自治体でさえ、この交付税が減っていくという現状があります。こうした状況をどのように認識されておられるのか。随分、企業誘致等をしつかりやっております。税収増になっておりながらこのような状況が現実であるというように感じている、大臣の御認識をお聞かせいただきたいと存じます。

ます。

○菅国務大臣 今委員は三重県の例を出してのお話でありました。確かに、十五年度決算というのにはある意味ではいい時期であったと思えますけれども、十六年度から、非常に国も地方も財政事情が厳しい中で、そこに大幅にこの経費削減をしたということ、これは事実であります。

そういう中であつても、この三位一体改革は、三兆円の税源移譲の実現、あるいは地方の自主性の強化、それから補助金改革による地方の自由度の拡大、そういう中で評価もしていただいていることもぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

ただ、全体とすれば、その十六年度に、そういう形の中で大幅に財政改革の中で削減をしたという事実は、これは事実でありますので、そこをとらえますと、十五年度と十八年度、非常に差があるということでありまして、それ以降については私は安定をきていくというふうには思っております。また、ことしの六月からですが、いよいよ住民税が入るわけでありまして、そうした中で、景気回復によってその増加というものも十分予測をされますので、私は、結果的には御理解をいただけるのかなというふうに思っています。

○森本委員 前段、少し長くなってしまいました。大臣、これまで、どちらかといえば、長として、トップとして、今トップの方見えますが、定員も多く、いろいろな項目でその努力しなくても、案外それの方がむしろ分がよかったというような状態が十年一昔。ですから、そういうところの数値はやはり微妙なところで残っているというふうには私は思っております。そうしたこととはきつちりとかこれからは検証をしていただきたい、そのことをお願いして、いよいよ、本来のこの法案についての質疑に入らせていただきます。

本会議において、機構に対する出資方法についてどのような方法が望ましいかと考えておられるのかという私の質問に対して、大臣は、地方公共団

体の出資が義務、強制でない、出資額その他分担は地方が検討すべき問題である旨の答弁をされて、何が望ましいかであるかは御答弁をいただかなかったと思うんです。

しかし、出資方法について、国としてある程度基本的な枠組みをつくっておく必要が私はあると思っておりますが、いかがでございますか。

○菅国務大臣 出資につきましては、この法案上は、地方公共団体が全額を出資することになっておりまして、出資総額、団体別の出資額等については、地方六団体を中心に検討されていくということになっております。

具体的には、現公庫に対する国の出資、これは百六十六億円でありまして、こうしたものを基本としながら、全地方公共団体による出資を目指して検討してもらっている、そういうところでありまして。

○森本委員 なかなか望ましい姿は難しいということに理解をさせていただきました。大臣も笑ってみえますので、その辺、余り突っ込んだお話を、回答は出てこないのかなというふうに思っております。

それでは次に、まだもう少しお願いしたい項目がありますので続けます。

今もIRについてもお話がありましたが、機構の債券についての市場評価の見直しについて先ほど質問させていただきましたが、大臣は、投資家へのIRを通じて市場評価を確立できるというふうに答弁されました。しかし、その前提には、日本の地方債制度や、交付税を中心とする地方公共団体に対する財源保障及び財政調整の仕組みについての理解が内外の債券市場や投資家の間に共有されていなければならない。これは当然といえば当然なんです。機構債券の安全性が日本の地方財政制度に大きく依存している状況を考えますと、政府の財政政策を含めて、地方財政の方針を明確に説明する必要があると思っております。その点についてはいかがでございますか。

○岡本政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のように、機構に対します市場の信認を得るためには、一つは、機構本体の財務基盤がしっかりしていることをきちんと市場に対して御説明するということが同時に、この機構の貸付先は地方公共団体に限定をされておりますので、地方公共団体の財政状況それからその財政を取り巻く制度についてきちんと市場に御理解いただくという、二つのI Rといいますが、そういう御説明をもつて理解を得るということによって、この機構が市場に信認を得るということになっていくんだらうというふうに考えております。

そういう意味で、まさに今御指摘のように、地方債制度あるいは地方財政計画などを通じてした財源保障制度などにつきまして、地方行財政トータル現状、それから現在の改革の動向等について、十分かつ丁寧な御説明をさせていただいて、機構の業務について理解を得ていただくということが必要であるというふうに考えております。

機構の持続的な経営のためには、今申し上げましたようなI Rを通じて市場評価を確立いたしまして安定的、有利な資金調達を行うということがまた、ひいては地方財政全体の安定にもつながってくるというふうに、ぐるぐる回ってくるわけでございますが、そういう意味で、御指摘の点を含めまして、業務、財務両面からのI R活動といったものについて積極的に行うべきものというふうに認識をいたしております。

○森本委員 これは地方の方に求めるだけでなしに、先般、財務省の、国の方の財政のことも出ておりましたが、お互いがオープンにして、十分説明し、投資家との関係を明確にさせていただくような、そういう努力を今後も引き続きよろしくお願いを申し上げます。

そして、鍵田議員も言われて、これはそのまま、だというふうに、また同じ答えしか返ってこないのかなというふうに思っておるんですが、業務の範囲について、そもそも地方六団体案においては、機構の貸し付けの対象は広く地方団体の地方

債全般を対象とすることを想定されておったと思えます。しかしながら、この法案では、六団体骨子案と違って、業務の範囲が限定されておるわけでございますが、全く先ほどの回答と一緒にございいますか。それなら、もうお答えは要らないわけですが。

〔委員長退席、森山（裕）委員長代理着席〕
○菅国務大臣 違った答弁をするわけにはいかな

いと思っております。
○森本委員 聞く方がやばかった。これは私も確認の意味でさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、機構の貸付先、くだいんですけれども、介護が入るかどうか、お伺いをいたします。大臣は、総合的な見地から検討を行うと答えられました。その検討を行う場合には、公庫が介護サービスに対して行ったきた実態の把握が重要になってくると思えます。そこで、現在、公庫が介護サービスに対してどのぐらいの金額を貸しているのか、また、その内容につきまして、例えば介護施設に行っているのかどうか、教えていただけないでしょうか。

○岡本政府参考人 現在の公営企業金融公庫の、地方公営企業として運営されております介護サービス事業に対します貸付実績についてのお尋ねでございます。

現在の公庫が介護サービスの施設事業に対して行っております貸し付けは、平成十七年度末までの累計で二百十三億五千万円でございます。その内訳は、貸付先としては、都道府県に対して六億六千万円、市町村に対して百四十五億九千万円、一部事務組合等で六十一億円というふうになっております。

また、その貸付対象の事業でございますが、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人の短期入所施設などのサービス施設、それから、それらの施設等で利用されております介護のために必要な機械器具等の整備、こういったものを対象といたしております。

○森本委員 局長、これは通告をしていますが、介護保険の問題については、療養型というものが、介護保険の問題については、療養型というものが、移動されていくわけでございます。これから、介護の問題についてはかなりいろいろな流れが出てくると思うんです。

特に私が心配しておりますのは、例えば、三重県のことばかり申しますが、一番例がいいわけでございます。まして、南北の格差というものが非常にあります。古屋園中心に非常に活性化しております。そこは福祉の問題もそれほど、今後、地域ケアの問題についても問題がないんですよ。しかし、南の方、私のいる松阪から南の方は、かなり人口が減っておりますし、過疎化が進んでおるところ。こうしたところの介護の問題というのは、これから非常に深刻な問題、これは人的と経営面と非常に大変な時代を迎えてくると思うんです。

きょうも質問をさせていただきましたけれども、フィリピンとの関係で経済協力の問題がありま

す。ですから、この問題でも、人は入りたいけれども、なかなか入れるだけの仕組みになっておらないというのが中山間地域の現状なんです。ですから、このところはこうした資金をきっちり確保されませんと、やはり経営そのものに非常に問題が出てくるということ。ちよつとずつぐらいいいやないかという問題が、いろいろな問題が今関連してきて、地方が大変な時代になっておるということでございますので、そのあたりは、全体的に国が、これは厚生労働省の問題だけではない、認識を新たにしたいだきますようにお願いをさせていただきます。次の質問に移させていただきますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

機構に対する国からの出向者についてでございます。

機構から要請されれば適切に対応していく旨の大臣答弁がございました。しかしながら、もし要請があつても、いつまでも出向させるわけにはいかないと私は思っておりますが、どの程度の期間でこれは引き継いでいくというお考えをお持ちになつておられるのか、お伺いいたします。

○菅国務大臣 この前も本会議で答弁させていただきましたけれども、職員の任用については機構に今度ゆだねるわけでありまして、国の特殊法人である公営公庫を廃止し、地方が共同で出資をする新たな機構に業務を移行するという改革の趣旨、そうしたものを踏まえる中でそれは適切に判断される、こう思っております。

ただ、総務省としては、機構から国家公務員の出向についての要請というのがあつた場合、これについては、改革の趣旨、業務の実施状況あるいは組織運営の効率性の視点を踏まえながら、業務が円滑にスタートするためにはどの程度の国家公務員の出向が必要であるのか、そうしたことを十分に精査しながら、機構とも協議していきたいというふうに考えています。

いつまでという質問でありますけれども、それはやはりスタートする中である程度の見通しがつくところという形で考えておりますので、いつまでというところは、区切り、期間については今の時点では答弁できないことを御理解いただきたいと思います。

○森本委員 しかし、大臣、これは八十人でしたか、人数、ちよつと私も資料……（発言する者あり）八十四。かなりの人数、これは、その要請があるとかないとか、そうしたところまでまだ全く相談はされていないわけでございますか。これも通告はしていないのですけれども、どのような方向になつていくのか、ある程度これは概略的なものだけでも想定がでんないのかなという思いは私は個人的にはいたしておるんですけれども、いかがでございますか。

○菅国務大臣 確かに今は七十九人ということでありましたけれども、ただ、この趣旨というのは、まさに改革の趣旨というものを私どもはやはり守らなきゃならないというふうに考えています。

ただ、円滑にスタートすることもこれは必要であるというふうに思っておりますので、当然、地方の代表者の皆さんが代表者会議の半分を占めるわけでありまして、そうした人たちの要請も踏

まえながら、その改革の趣旨というものを私どもはやはり原点にして協力、協議をさせていただきたい、こういうことでありまして、今の時点ではまだ具体的に幾らという人数については正直考えておりませんことを御理解いただきたいと思ひます。

○森本委員 これは、異動するか残るかという逆の立場になれば、公務員にとっては、私も小さな町役場、三月の異動というのはもう最大の公務員のイベントみたいな、興味津々の問題でありますから、そういったところはなるべく早く具体的な道筋をつけていただけるのがいいんじゃないかな。このことについてはもう深く申しませんので、それほどむちゃな異動にはならないというふうに感じています。

それでは、続きまして、機構の残余財産の帰属についてお伺いをさせていただきます。

機構が将来解散した場合などにおいて残余財産は自動的に国に帰属するという考え方をとっておられますが、その財産の形成において地方が大きく寄与したのではないかと私は質問で述べさせていただきました。大臣からは明快な御答弁をいただけなかった。これは非常に難しいと思うんですが、いま一度、くどいようですがお伺いをさせていただきます。

残余財産が国に帰属するという考え方は、どのような根拠に基づくものでしょうか。地方の寄与はない、そのような御認識でございしますか。お伺いします。

○菅国務大臣 金利変動準備金については、現公庫が国の特殊法人として安定的な経営を行う中で、低金利局面において債券の借りかえ等によって生じた利益を将来の金利上昇に伴う損失に備えて引き当てをした結果、形成された引当金を承継していく、こういうふうに認識をします。

また、機構の解散時において、債務を弁済してもなお残余の財産があり、金利変動準備金の残高がある場合には、承継の趣旨にかんがみて、機構と類似の仕組みが構築される場合においてその金

利変動の損失に備える用途に処分するものとして、そうした処分がなされない場合には国に帰属する、そういうことになっているところであります。

したがって、解散時においては、残余の財産というのは、一義的に国に帰属するものではないというふうに考えています。

○森本委員 国に帰属するものではないということですか。そうすると、本会議ですか、このことについては残余財産が国に帰属するという、私が申し上げたことは……

○菅国務大臣 今、第一義的にはという話をさせていただきました。する場合もあればない場合もあるだろうということでもあります。

○森本委員 このことは、大臣、何かわかったようなわからないような。

例えばこれは法律的にはどういうことに。局長に聞くのは無理なんでしょうか、今の議論は、通告していませんから結構ですが、もし答えられるのでしたら、ちょっともう少し。

○岡本政府参考人 法律上の制度の説明をさせていただきます。

現在お願いしています機構法案におきます残余財産の帰属につきましては、管理勘定と一般勘定、二つの勘定を新しい機構は持つわけでございますが、旧勘定につきましては、旧勘定の業務が終了したときには残余財産は国庫に帰属するということになっておりますが、今度の機構本体が行います一般勘定、いわゆる新勘定と言われているものにつきましては、機構が解散する場合に、その機構と類似の仕組みが構築される場合においては、その金利変動の損失に備える用途に処分するということも可能でございますし、それでもなお残余がある場合は国に帰属する。そういうようないろいろな、解散の状態におきます段階によってそういう意思形成ができるということになるわけでございします。

○森本委員 そうすると、くどいようですが、旧勘定、新勘定の振り分けは、いつ、どこで、だれ

がされるということになるわけですか。

○岡本政府参考人 旧勘定と申しますのは、現在の公営企業金融公庫が貸し付けている債権の管理をするという勘定でございますので、その貸付債権で自動的に決まるということでございます。

○森本委員 それでは、大臣、先ほど金利変動準備金については触れられましたが、これもくどいですが、もし使い果たされた場合は国から財政支援を行う用意がありますかという私の質問に対しては、大臣は、国の財政支援はないと。人、物、金、そのように書いてありますから当然だと思うんですが、いざというときに国と地方が協議するという場は必要ではないかと思うんですが、それもないんですか。

○菅国務大臣 将来にわたって経営の持続可能性を確保するために必要な資産というものを精査した結果として、平成二十年の十月時点において予想される債券借換損失引当金残高おおむね三・四兆円、この全額を機構に承継することにしておりますので、機構においては、国から承継した財政

基盤を生かしながら、健全な経営というものに万全を期していただきたいというふうに基本的には考えております。

制度設計の趣旨からいえば国が財政支援の協議に応ずることは難しいのではないかなというふうには思いますけれども、機構の運営が長期的また安定的に行える必要な情報提供や助言、こうしたものについては私どもも行っていきたいと思っております。

○森本委員 これで終わりますが、地方の自治体側から言わせると、今回五兆円借りかえをさせていただいた。しかし、それまでの流れの中で、もっともっと早くそのお願いをしておいた部分もあるうかと思うんです。ですから、低金利がずっと続いて、しかも五％、七％という金利の中で地方も頑張って利息を払ったやないか、そういう考え方も一方にありますから、そうした思いは思いとして、国としては、感謝ということはおかしい

んですけれども、そういう思いをしつかり受けと

めていただくということを私の方から大臣に申し上げて、きょうは質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

〔森山(裕)委員長代理退席、委員長着席〕

○佐藤委員長 次に、後藤斎君。

○後藤(斎)委員 民主党の後藤です。

大臣、法案の中身に入る前に一点。前回もちょっと確認をしたんですが、大臣が、地方の財政力格差を是正するために、地方消費税の比率というか、国との分担というか、案分比率を上げていきたいという御発言を四月の十日付の朝日新聞のインタビューでなさった以降、いろいろな意味で、波紋というよりも、攻めの菅大臣、守りの財務大臣という表現もあるようなんですが、財務省とも、先週の十九日ですが、実務者会談を、打ち合わせを持ちながら、今鋭意詰めているということなんです。

大臣、大臣の真意には、この委員会でも、いわゆる都市と地方の財政力格差、要するに格差の是正ということで、私どもも含めて、たくさん委員から同趣旨の発言がありました。それは先週の委員会でも、私は是としたいというふうに思っているんです。

大臣、それを通じて、今までの消費税の議論であれば、消費税の引き上げには、例えば社会保障の目的税的なものであれば、国民全体も、半分開らいの方はそれともしなきゃいけないというふうな世論調査もあるんですが、大臣が新たな切り口で地方の財政力格差という視点を得たということは、大臣のお考えでは、消費税の五％というものを自体を引き上げようという意思も含めてあられるのかどうかということ。そして、大臣、六月の骨太方針に入られるということで御議論なさっていますが、それに向けて、大臣が本場に地方の財政力格差を是正するという観点であれば、やはりかなり明確なものを骨太方針に入ればいけないと思うんですが、その二点について、今の大臣のお考えをぜひお聞かせいただければ

ばというふうに思います。

○菅国務大臣　まず、私、就任以来、こう言い続けてきたのでありますけれども、国と地方の仕事量でありましても、地方が六の仕事をして国が四の仕事、しかし財源というのは国が六で地方が四である。このことについて、私は、当面の目標として、これを五対五、一対一にしたい、このことを実は申し上げてきました。

そして、今の地方税の中で、地方間において余りにも偏在が大き過ぎるのではないかと。特に法人二税については東京に集中してきている。特にこの五年間、東京のこの税収というのは一・四兆円実はふえている。しかし、これ全体を見るときに、東北六県を足してもこの部分には及ばない。さらに、景気回復というのはまだ続くだろうと私は思いますし、今銀行は税を納めていまいせんけれども、そうしたものが将来的に納められるようなときが来るだろうというふうに思います。

そういう中で、どうしても本社のある東京に今集中をしているところでありますので、こうしたものについて、私は、国全体の地方自治を所管する大臣として、やはり偏在度の小さいといいたましようか、低い地方消費税を地方税の基幹とすることが必要ではないかということをお願いしているわけであります。

そして、この税について五%を上げる上げないということについては私は全く触れていません。これは、これから秋の議論ということが総理からも国会で何回となく答弁をされておるわけでありますから、その議論をまつたないは別にして、今の税の仕組みというのは余りにも法人二税が東京に集中し過ぎていゝるんじゃないか。私は、あくまでも地方消費税を地方税の基本としたい、そういう考え方であります。

○後藤(斎)委員　大臣、今の1%の地方消費税も、自治体の平均的にいえば1割の自主財源になるということですから、その比率を上げるというのは確かに正しい方向性なんです、一方で、今、地方再生、いろいろな部分で、私も経産委員会に

も入っているんですが、せんだって衆議院でも通過をしました企業立地促進法という、要するに、企業の地方分散、これは本社機能ということがメインにもろんならなければというの前提としてありますけれども、そういうものが法人二税とのバスター、悪い言葉ではバスター、引きかえみたいな議論だけが余り交錯をすると、そういうやろうとしているものが非常に抑制をされたりするということではやばいのか。ですから、自主財源比率の向上というのか、拡大というのは本当に正しいと思うので、それは、大臣、六月、もう本場にわずかな期間しか、ゴールデンウィークを挟めば一カ月くらいにしかならないですね、ぜひ前向きに対応していただきたいと思ひます。

大臣、この自主財源をなぜ聞きたいかというと、今回の法律の体系、要するに、地方共同法人というのは、総務省の所管であります地方公務員災害補償基金があつて、先ほどお話があつた日本下水道基金ですか、三番目にこの機構が新たに地方共同法人という形で対応されるということなんです、私、この役割が、幾らこの法律を読んでもちよつとわからないところが実はあるんです。

と申しますのは、旧法というのか、今の公営企業金融公庫法の目的の第一条には、いろいろあるんですが、今回二点、新しい機構法と違っているところがあつて、一つは、「公営企業の健全な運営に資する」という文言と、「もつて地方公共団体の公営企業を推進」という観点から今回のこの機構法には入つていません。新たに、「地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完する」という概念と、最後の方に「もつて地方公共団体の財政の健全な運営」というものが入つて、「住民の福祉の増進に寄与」、これは旧法というのか現行の公庫法と同じなんです、ということがあります。

大臣、やはり法律というのは目的で何を定義するかということでありまして、あわせてもう一つ、質問通告してないんですが、この関連でさせていただと、これは今度、地方の非常に自主

性というのか、かなり地方の方にお任せをするということ、現在の公庫法の五条では、公庫の資本金を二十四億円とまず規定をして、その追加出資ができるという規定を五条の二項以降で設けています。現在で百六十六億円ということになっていゝるやうなんです。今回のこの資本金は、お話を聞いていますと、今の政府が出資をしている百六十六億円をめぐに地方から集めるということ、この資本金の規定が、出資の合計額という事柄が規定されているだけであつて、その目標というのがないわけなんです。

ですから、これは、この機構の性格というのが、これもお話を聞きますと、後でもきちつと答弁を求めたいと思ひますが、金融機関ではないと。貸し付けをしたり、融資をしたり、借りがえやいろいろな形で、ほぼというか、今は政府系金融機関という位置づけなんです、これが、この機構法がスタートをすると金融機関ではなくなつて、大臣のいろいろな業務内容の緩やかなチェックは入りますけれども、金融庁の検査もないといふうなことです。ですから、この機構というものが、目的はわかるんですが、そして、補完というものは、今、政府系金融機関というものはあくまでもいろいろな民間金融機関の補完に徹するということ、こゝまで明確に補完というものが一条で、地方にゆだねると言いながら、補完、補完といふのを強調している。

大臣、この一条の目的や四条の資本金の書き方も含めて、この新しい機構というものはどのような定義をした方がよろしいんでしょうか。

これは、例えば地方公営企業にという目的が、やはり地方公営企業も徐々に縮小をしていくといふ大きな目標が多分あると思ひます。これは、指定管理者制度であるとか民営化といふものも進めなさいといふのを、大臣通達、総務省から各自治体に通達も出されています。そういうバックグラウンド、現状のものも踏まえて、この機構といふものはどんな性格になるのか、大臣、まず冒頭お尋ねをしたいと思ひます。

○菅国務大臣　私も、行革指針等を踏まえる中で、まさに住民の皆さんに基本的なサービスを行う中で、やはり長期的、低金利のものを地方が共同で、地方の責任のもとに行つていただきたい、そういう中で新しい機構をつくらせていただいたということであります。

○後藤(斎)委員　大臣、最後にちよつと触れていただいた、地方公営企業に長期かつ安定的な融資をするということですね。では、大臣が今お話をした国の関与の部分で、特に金融庁の検査といふのはなぜ入らないんでしょうか。

○岡本政府参考人　お答えをさせていただきます。

今、委員御指摘ございましたように、従来の公営企業金融公庫は、上水道、下水道等のそれぞれ整備を早急に進めるといふ課題があつた時点におきまして、その資金を安定的に供給する、いわばその整備をある程度、一定促進をしていくという役割が求められている中で、政府の特殊法人として、政策金融機関として、その資金の供給を果たす役割があつたという状況のものであろうと認識をいたしております。

一方、今回の政策金融改革におきます基本的な考え方は、地方の自主性を重んじる、そういう中で、政策金融機関が果たしてきた役割、従来のさつき申し上げましたような公営企業金融公庫の役割は相対的に縮小してまいつて、また一方で、地方自治体におきます資金調達についても、民間資金調達を基本とする、できるだけそういう意味で自律的に行つていくべきだといふ考え方が基本的にあつた中で、地方団体、いろいろな団体があつてございまして、相対的に財政力が弱い、そういう団体でも安定的な資金供給ができる、そういう意味での補完的役割を果たす、そういうものを地方が共同してつくるという必要もあるのではないかと。そういう中で、特別法に基づいて、まあ、金融機関なのか金融機関でないのかというところは金融機関の定義によりますが、この特別法はどちらでも言いようがありますが、この特別法

によって設立された、相手が地方公共団体に限定されたものに資金を融通する機関として、地方の共同法人として設立をするというものが今回の機構の考え方であるというふうに理解をいたしております。

○後藤(意)委員 局長、もともと今回の機構法案を出された一番の趣旨というのは、昨年の行革推進法並びに政策金融機関の改革に係る制度設計に沿っての形をつくるための法律だというふうに僕はずっと認識している。だから、性格が非常に新しい部分で今の公庫と大きく変わるの、これはもちろんあつてしかるべきなんです、では、逆に、大臣、ちよつと話をかえて、先ほどもちよつと指摘をさせてもらったように、今回の新しい機構になつても、あくまでも地方の公営企業に対する長期かつ低利な、安定的な融資だということには変わりないはずなんです。

では、地方公営企業というものは、大臣、これから圧縮というか、縮小する傾向にいくのか、それとも、いやいや、まだ住民サービスに非常に大切だから現状維持にするのかによつて、これは地方債計画や地財計画の中にも明確に位置づけをされていますから、この資金というものがどんな性格かということによつて、局長先ほど、ウエートも少しづつ減つていくというふうな趣旨のお話もありましたけれども、大臣はその点について、地方公営企業に対する融資の機構というものは、どんなふうにもその対象者がなつていくかということが大きく機構の性格を変えていく部分があると思うんですが、その点についてはいかがですか。

○菅国務大臣 十七年の新地方行革指針等において、まず、現在の公営企業を行っているサービス自体の必要性について検討する、また、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業に対しての必要性について十分検討し、公共性の確保などの意義が薄れているものについては民間へ事業移譲する、こういうことを実は検討するよう要請をしてきているところであります。

それで、それぞれの地方公共団体については、

こうしたものを踏まえて民間譲渡等行つてきておりまして、かなりの数民間譲渡が行われてきています。

私もとしまして、地方公営企業が供給しているサービスそのものの必要性については検討を促すと同時に、民間譲渡、民間運営について取り組みを促進してきている。そういうことでありまして、結果的には減少していく方向に当然なつていくというふうに私は思っています。

○後藤(意)委員 大臣、地財計画でも、多分、地方債というのはもちろんウエートが減つていかざるを得ないと思うんですね。特に現行の公営企業の部分でいえば、これは利用者の方が利用料、料金で返していくという部分。一般会計債の部分でいえば、これはあくまでも借金の部分ですから、借金のウエートは、いずれ連休明けに議論になるであらう、例の財政再建法とも連動しながら議論がなされると思うんですが、では、もつとちよつと細かなことを。

地方債のウエートは減つていくということを大臣もお話をされていましたので、この新しい機構の資金は、現行の公庫資金と同様に、地財計画や地方債計画に明確な区分けをして二十年度以降議論がされてくるんでしょうか。その点について簡単に。

○岡本政府参考人 公営企業金融機構の資金につきましては、地方団体が共同して設立するものでございまして、先ほど申し上げましたように、特別の法律で設立されている共同法人、また現在の公営企業金融公庫の財務基盤を引き継いで、あるいは公営競技のギャンブルの基金を財源といたしまして全国共通的な利下げを予定しているというようなことからいたしますと、その行っている業務は公的の性格が極めて強いというふうに考えております。

したがって、地方債計画上の資金区分としてどのようになるかは、今度の二十年度の計画の際に吟味することになると思いますが、基本的には、従来の例えば純粋な民間資金といったものは、

とは違う位置づけが必要というふうに考えております。

○後藤(意)委員 ちよつと変わっていく可能性もあるという局長のお答えですが、大臣、今の金融公庫の規定では、先ほどお話ししたように二十四億という明示が法律にあって、随時出資を増加するというところで、現在百六十六億円になっています。総務省のいろいろなお話を今まで聞いてみると、新しい機構でも、その出資目安は大体現行の百六十六億円である。これから、この法律が制定された以降詰めていくというお話なんです、先ほどの地方の財政力、例えば東京都が百六十六億の一〇％を持つとか、小さい県はそのウエートが低くなるとか、大臣、何によつて決めていくんでしょうか。

あわせて、大臣、これは都道府県だけでなく、市長会の代表者の方も、後ほど触れますが、代表者会議のメンバーになったり、町村会もそうですけれども、では、四十七都道府県と千八百少しある市町村のすべてが出資者になるのか、その財源の決め方はどのようにしていくのか、今の考えをお伺いしたいと思ひます。

○菅国務大臣 出資に関しては、出資総額、団体の別の出資額等に関しては、地方六団体を中心に今後検討されるだろうと思つております。具体的に、先ほど来申し上げていますけれども、現行の政府出資百六十六億円を用途に全地方公共団体に由る出資を目指して検討しているというふう聞いております。

出資をしない地方公共団体に対する資金融通については、やはり、機構が現公庫の承継法人であることなどを踏まえて考えていかざるを得ないだろうというふうに思つております。

○後藤(意)委員 大臣、後半にお答えをいたしたい、出資をしない自治体は新しい機構から融資を受けられない、新規融資を受けられないということとでよろしいですか。

○菅国務大臣 出資をしない地方公共団体にする融資についてでありますけれども、機構が現公庫

の承継法人であること、公営競技収益の均衡の役割を担っていることなどを踏まえると、一切貸し付けを行わないという結論にならないのではないかと現時点では考えておりますが、機構を設立、そしてまた運営する地方サイドにおいて適切に検討されるだろうというふうに考えております。

○後藤(意)委員 大臣、新しい機構法の資本金の第四条の三に、「地方公共団体以外の者は、機構に出資することができない」という規定があるわけですが、ですから、大臣が幾らたくさんお金があつても出資ができない、個人や企業はということなんです、やはりそれは、もともと目的の、地方共同法人にして地方がみんなであるということの趣旨が、確かに旧勘定の部分があるかもしれない、大臣の意図は、出資率、比率はもちろん違ふのかもしませんが、少なくとも全自治体が出資をしていくということが原則だということにやはり言つていただかないと。もうおれのところは財政が厳しいからちよつと勘弁ね、また余裕ができたらいずれ出資するよということではなくて、やはりある最低限の出資というものはすべての自治体に求めるべきじゃないでしょうか、大臣。

○菅国務大臣 これは六団体を中心に現在検討されていますけれども、私は、地方自治体に強制すべきものではないというふうに考えています。

○後藤(意)委員 ちよつと予想に反した答えだつたんですが、次を、切りかえながらやります。

大臣、先ほどもちよつと話が出てきましたが、私、この機構がいずれ新しい形になつて、少なくとも今よりも政府の関与ははるかに低減していく、自治体がそれぞれ協力をしながらということでありまして、あくまでもこの機構は、代表者会議という最高意思決定機関と、役員等の通常の執行部の方として職員、そして外部から経営審議委員会というものが三層的になつて業務が運営されていくということだと思ひます。

大臣、まず代表者会議、これは新設の部分で、

先ほどお話をさせていただいた現在の地方公務員災害補償基金、これがかなり似たような執行体制というか、組織体系になっています。

これは質問通告してないので局長でも結構なんですが、旧法では役職員の特に役員部分、名前が今度理事長に変わりますが、現公庫では、総裁一人、理事四人以内及び監事一人というふうな、公庫法の九条で明確に人数が規定されています。

新しい機構法を拝見させていただきまして、役員は、総裁から理事長というのに名称変更がされ、副理事長が置かれ、理事及び監事ということ、これは人数規定がないんですね。

あわせて、今の公庫法では、役員の任期は四年という規定になっています。今度、新しい機構法の二十条に、「三年以内において定款で定める期間とする。」要するに、三年が法律では限度になっています。

大臣、四年から三年にした理由、あわせて、今の公庫法では、総裁一人、理事四人、監事一人、要するに六人の役員体制、今度の役員体制は何人になるかちょっとわからないんですが、こういうふうな数字で明定をしなかつた理由も含めて、簡潔にちょっとお教えいただけますか。

○岡本政府参考人 今回の機構の設立に当たりましては、基本的に、国は人、物、金の関与を行わないというのが原則というふうに、昨年来の政策金融に係ります制度設計で規定をされておりまして、

したがって、役員の人数でありますとか、あるいは個々の具体的な役職員のあり方等につきましては、基本的な、一般的な、いわば共同法で考えられるようなパターンだけは法律上お示しをいたしまして、国は、その違法性がある場合等にはチェックをいたしますが、それ以外のことについては基本的に関与をしないという考え方でこの制度を設計しております観点から、今いろいろ御指摘のような法体系をとっているというものでございます。

○後藤(憲)委員 大臣、先ほどの人数が、現行の公庫では、役員が非常勤の方を一名入れて六人、そして職員の方が七十九人ですか。基本的には今の公庫の事業を継承、いわゆる旧勘定部分を含めると継承するわけですから、多分、公庫の役員の方には少なくとも瞬間的には横滑りを、代表者会議以外のところは、経営審議会も新しい機構ですから、この役員部分、見直しは代表者会議であるのかもしれないんですが、少なくとも職員の方は、業務の継続性も含めて対応がきちつと横に行くのかな、平行移動するのかなと思うんですが、

大臣、全然違うんですが、前も指摘をさせてもらった人材バンクみたいな話も含めて、今公務員制度全体の改革をなさっています。実際、公庫にもOBの方、現職の方が多分総務省から行かれていて、ではないかなと思うんですが、もし今わかれれば教えていただきたいんですが、公庫の役員のうち総務省の出身者は何人いらっしゃいますか、職員も含めて。あわせて、もしほかの省庁からいらつしやれば、その人数も含めて教えていただけますか。

○岡本政府参考人 お答えいたします。現在、公営企業金融公庫の職員は七十九名でございます。役員五名でございますが、総務省を退職して行った者は一名でございますので、残りの行っている者のうち、総務省から行っている者は現役の出身という者でございます。

他省庁の関係のものは、今ちょっと数字を手元に持っております。

○後藤(憲)委員 その辺の出身者の数であるとか、他省庁も含めたOBの就職をなさっている数であるとか、委員長、ぜひ委員会の方に提出をお願いしたいと思います。

○佐藤委員長 理事会で協議をさせていただきます。

○後藤(憲)委員 大臣、それに関連する部分なんです、やはりこれからの地方公営企業機構としてのあり方というのが、業務内容はとりあえず圧

縮をしたという、めり張りをつけたというふうな言われておりますが、少なくとも、公庫法と機構法を見ると、行数的にいうと、条文的にいうと、新しい機構法の方がたくさん業務内容があるんです。

それはともかく置いておいても、大臣、これはNHKの経営委員会もそうなんですが、そして、あの経営委員会が、常勤が今NHKの部分はいらつしやなくて、常勤化を、何人にするのかはちよつと別としても、そういうことも大臣からもNHKの方にお話をさせていただきます。この委員会でもいろいろ話がありました。

本間にこの代表者会議というのが最終の意思決定機関として働くには、この今の役員体制以外に、普通の考え、意識からいえば、NHKの経営委員会の事務局体制がまだ不十分だという指摘もあるわけですね、同じように、この代表者会議の事務局体制というものが本にあるのかどうか。それとも、逆に言えば、今の役員体制の何人かを兼任して、この会議とかそういうものを提出する、それで議論だけしてもらおうということであれば効率的なのかもしれないんですが、本当のその独立性みたいなものはないわけだと思っております。

ですから、この代表者会議の事務局体制というのはどういうふうな位置づけを今大臣はお考えになつていらっしゃるのか、先ほど局長みたいに、いや、それは地方六団体というか、法律を施行したら決めていきますよということではちよつと違うので、やはり大臣の御意思というのがきちつと反映されなきゃいけない部分だと私は思うんです。

大臣、経営委員会の強化も含めてあれだけNHKにかなり思い入れがある部分で、やはり、僕はこの新しい機構を地方自治体から見れば今後の資金調達にも本当に大切だと思うし、大きく今の公庫よりも変えるべき性格で本来ないはずなんです。ですから、この代表者会議というものが本当に機能して、今の役員体制をきちつとチェックして、なおかつ業務体制の最終意思決定もする

ということでありまして、その部分についてやはり本当は独立した、大臣の優秀な秘書官が後ろに何人かいらつしやいますけれども、そういう方でも結構だと思うんですが、そういう何か独立性を持った事務局体制が私は必要だと思うんです。大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○菅国務大臣 先ほど局長も答弁しましたけれども、やはり基本的には、出資者であり、また設立者であります地方六団体によつて検討されるべきものであるというふうな思いをしますけれども、この機構の代表者会議というものが最高の意思決定機関である、そういう中で円滑な運営が担保されるような事務局体制というのは当然必要であるというふうには私は考えております。

先ほど来、後藤委員と私どものいろいろなやりとりの中で多分合致しない部分というのは、あくまでも地方の皆さんに出資をしていただいてこの機構をスタートしていただく、そういう中で形は私どもがつくらせていただきますけれども、やはり決定というのは、これができた中で地方の皆さんを中心にしてこの代表者会議で決定をしていただきたいという思いが私どもにありますから、なかなか満足のいくような答弁を私はできないということをご理解いただきたいと思います。

○後藤(憲)委員 大臣、私は大臣の関与というのは、法律ができた以降は、もちろん自由になつて、法律の枠内で当然議論はされるべきだと思うんですが、やはり政省令に結構委任している部分があるんですね、実際。

例えば附則の十三条の、後ほどあれしますけれども、一般勘定と管理勘定の資金融通の話のその次のところに「公営企業債券の借換えによつて収益が生じたときは、その収益の額を総務省令・財務省令で定める額に達するまで公庫債権金利変動準備金として積み立てなければならない」と。これは局長で結構ですから、この総務省令で定める額に達するまで積み立てなきゃならない額というのは、今どのくらいをお考えになつておりますか。

○岡本政府参考人 具体的な額を今ちょっと手元に持っておりませんし、まだ決めておりませんけれども、この附則の規定は旧勘定の管理にかかわる規定でございますので、先ほど御指摘ございましたように、旧勘定は、いわば今の特殊法人たる公営企業金融公庫が発行した債券の管理をするために、その将来の借りかえ、当然その借りかえの範囲で政府保証も付しますので、そういうものに必要な、健全な経営を確保するために必要な規定という意味で省令で定めるといふ形をとっているものでございます。

原則的に、新しい法人が行います業務の規定につきましては、先ほど大臣からもお話しさせていただきましたように、共同法人の設立者、出資者、かつ人事権も持っている地方団体の代表者によって決められるという観点から、地方団体が相談をして決めていただくという体系にしているものでございます。

○後藤(高)委員 では、これは局長で結構なんです、その十三条の四項の一般勘定と管理勘定の資金融通ができるという規定、これも「総務大臣及び財務大臣の認可を受けて」ということになっています。その前提として、公庫債権管理業務を円滑に行うために必要があると認められるときという一般規定があるんですが、具体的にどういう場合が、この大臣が認可をして両勘定で資金融通ができるということになるんでしょうか。

○岡本政府参考人 機構におきましては、その新旧勘定分離をいたすわけでございます。

そうしますと、一般的に考えられますのは、旧勘定は現在の公庫の債権を管理していくということになりますので、立ち上がり的にまいますと、債権が償還をされてまいりました時点で資金的な余裕が生じているという状態が生じます。一方、新勘定の方は、金を貸していくというだけの状態になりますので、貸すための原資といったものを債券を発行して調達するということになりませんが、市場調達するよりは、例えば新勘定で旧勘定から一定の金利を付した融通を受けた方が全体

としてのコストパフォーマンスがいいというようにすることも考えられるということになりますので、そういう意味での新旧勘定間の融通をするということはある程度というふうな考えております。

また、そのことによつて旧勘定という意味での現在の公庫の債権を今後安定的に管理していくという意味での支障が生ずるか生じないかというふうなことを勘案するために、財務大臣と総務大臣の許可を得るといふふうにしていただいているわけでございます。

○後藤(高)委員 大臣、これは質問通告をしていなくて恐縮なんです、一番大切だと今思ったのは、現行の公営企業法の二十三条の「債券の発行」の部分では、「公庫は、主務大臣の認可を受けて、公営企業債券を発行することができる」という規定がございまして、新しいこの機構法の四十条で「機構は、地方公営企業等金融機構債券を発行することができる」という規定があるんですが、さきようないろいろなお話を伺いして、大臣も局長も共通したものは、あくまでも地方自治体が、新しい機構になった以降、この代表者会議を中心に意思決定をしていくんだというお話であります。であれば、先ほどもお話をしましたように、地方債計画であるとか、地財計画であるとか、これから性格は変わるといっても、地方債の、少なくとも地方公営企業の有力な資金調達の手段であることは事実でありますし、大臣がウエートは減っていくでしようというお話もしていただきました。

ただ、やはりその上限というものの必要性が、当然定款とかいろいろなもの具体的にこれから出てくるんでしようけれども、今まで大臣がいうものが全く抜けて、機構だけの判断でやるというところが本当に——だから私は本大臣にきょう求めたかったのは、ある程度めどというものの。この新しい機構というのはあくまでも公営企業に対する融資を長期かつ安定的にするという一つの手段であつて、地財計画であるとか地方債計画であるというのはそれを大きく包含する計画。

そこは少なくとも総務大臣が明確に毎年度毎年度決めていく。そのある意味では内訳の部分ですから、その部分にウエートが入ってくるのではないかな、この新しい機構の資金というものが。

だから、そのめどというものがどこかに示してあつて、「発行することができる」という四十条の規定がないと、暴走するということは今の時代だからないにしても、やはりある程度のルールというものを今こういう中の議論で明確にしたいという思いで、私はきょうは発言させていただいたんですが、最後に大臣、そういう私の気持ちも含めて、この四十条の「発行することができる」という規定だけでよろしいんでしょうか。

○岡本政府参考人 債券の発行につきましては、今委員御指摘のように、新勘定に係りますものについては、現在は発行債券ごとに認可をいたしておりますが、そういったしておりません。

ただ、地方債計画、地財計画等を策定いたします際に、そもそもどのような全体的な資金需要があるかどうか等につきましては、毎年それぞれ資金の需要といったものを、私どもは地方団体の御意見も伺いながら、地方財政計画のフレームを策定いたします際にいろいろな意見を交換させていただきます。当然その際に、機構とも意見交換をさせていただきます。あるいは地方六団体と意見交換をさせていただきます。その中で、純粋の民間資金といったものについてどういふふうにかえるか、あるいは政府資金、今の財政融資資金についてどう考えるかというふうなことは全体の議論として当然出てまいりますので、そういう中で、当然委員御指摘のように、では地方団体の全体のニーズとしてこの共同発行機関でどのぐらいのものを予定するのか、その機構の経営のためにどういふ債券発行をしていけばいいのかということ御相談するということになっていくとは存じます。

○後藤(高)委員 きょうはこれで終わって、また来週以降、少し時間をかけてやりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○佐藤委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党の重野安正です。

きょうの質問も私で最後でありまして、まだ三日間続くわけでありますけれども、いつも私は最後バツターで最後の質問になりますから、大臣、大変恐縮なんです、いや、その質問は前の彼がやりましたよという思いがあるかもしれませんが、それはひとつそこへ割り増しをして受けとめていただきたい、そのように思います。きょうは時間が今までよりちょっと多ありますので、ひとつよろしく願ひいたします。

まず最初に、公営企業金融公庫、これは一九五七年に創設されておりますから、もう五十年を過ぎた歴史のある金融公庫であります。そこで、この金融公庫をなぜ改編するのかということ、その目的、それを改めて確認しておきたいと思ひます。

○菅内務大臣 公営企業金融公庫の改革は、資金の流れを官から民へ変えるという政策金融改革の基本的な考え方のもとで、国の特殊法人である公営企業金融公庫を廃止して、地方がみずから設立をし、主体的に運営する組織に移行することをその理由、主な目的といたしております。

この改革の結果、地方公営企業等金融機構により、地方公共団体の資金調達を補完するものとして、地方公共団体に對し長期かつ低利の資金が融通される、こうなるものと考えております。

○重野委員 そもそも、この案を提案するに至るいきさつについて、ちょっと整理しておきたいと思ひます。

私なりにこれを振り返ってみますと、二〇〇二年の経済財政諮問会議、その中の政策金融改革において、機関別の主要検討課題として取り上げられたということですね。一方、二〇〇一年に閣議決定されました特殊法人等整理合理化計画の中で、その事業及び組織形態が指摘をされているんですね。最終的には、二〇〇六年の政策金融に係る制度設計において、公営企業金融公庫は二〇〇

八年度に廃止をする、地方公共団体は共同して資金調達のための新組織をみずから設立する等、一連の流れがあるので、そういう私の時系列的な認識というのは間違いないかどうか確認しておきたいと思います。

○岡本政府参考人 お答えをいたします。

公営企業金融公庫廃止後の新組織に係りますこれまでの議論の経緯は、特殊法人等整理合理化計画等を経まして、行革推進法それから制度設計等に沿って、地方案の考え方も参考にしつつ、制度設計を行っていったものでございまして、この間の経緯につきましては、基本的には今委員御指摘のとおりであるというふうに考えております。

○重野委員 今の局長の説明を踏まえて、以下聞いていきたいと思うんですが、特殊法人等の整理合理化で組上りにつけて、他方、政策金融改革でも明らかにして、そして前述の二〇〇五年の政策金融改革の基本方針で、廃止をし資本市場等を活用した仕組みに移行する、こういうことですね。同年の行政改革の重要方針、これとあわせて、地方公共団体の共同債券発行機能であり、政策金融スキームで行う必要がなく撤退する、これで一応方向が明らかになるわけですね。

そういう案を含めて、先ほど来の話にありました行革推進法を経てこの本案に至る、こういう流れではありますが、そもそも、今ある金融公庫の性格は一体いかなるものなのかということ、金融公庫というふうに見ていいのかどうか、その点について、大臣。

○岡本政府参考人 現在の公営企業金融公庫の性格でございますが、特殊法人として地方公共団体に資金を融通するという意味での、まさに特別法に基づいて設立された法人であるということでございます。

金融機関かということにつきましては、金融機関の言葉がさまざまな用いられておられますので、いろいろな定義があると存じますが、資金を融通する機関という意味であるとすれば金融機関というふうにも言えると思いますが、公庫の

場合は、今申し上げましたように、特別法に基づいて、地方公共団体に限って資金融通をする、現在の公庫は公社もですが、資金融通を行うという意味で定義されているものというふうに理解をいたしております。

○重野委員 金融機関と見ていいかという問いに対して、あるところから見れば金融機関に見えます、あるところから見ればそうではない部分もあります。今の岡本局長の説明は、そういう説明と受けとめていいんですか。

○岡本政府参考人 法律上の用語としての金融機関ということの定義はないわけでございますので、金融機関という言葉の意味が資金を融通する機関というふうに定義されれば、そういう意味では現在の公営企業金融公庫は金融機関であるというふうにも言えると思います。

ただ、法律上の基本的な性格は、まさに特殊法人、特殊個別法によって地方団体と公社に貸し付けができる、融通をするというふうな定められた法人であるということを示し上げたつもりでございます。

○重野委員 それでは聞きますけれども、二〇〇六年六月、政策金融に係る制度設計で言われているんですが、一地方公共団体は共同して、資金調達のための新組織を自ら設立する。二二〇〇七年の地方財政対策に係る総務、財務両大臣の覚書における同様の確認書、これらを経て本案に至る、そして今創設されようとしているいわゆる機構の性格、これはやはり金融機関と言えるんじゃないかと私は思うんですが、再度答弁を求めます。

○岡本政府参考人 先ほど御答弁をさせていただきましたが、今回御提案させていただいておられます新しい金融機構につきましても、これも、今回の御審議いただいております法律に基づいて地方公共団体に資金を融通するというまさに法人でございまして、資金を融通する機関を金融機関というふうには定義するとすれば、金融機関というふうには当たると思います。

○重野委員 金融公庫にかかわるこれまでの政府

の一連の検討内容、これは、政策金融としての可否、あるいは特殊法人等の整理合理化、そういう観点にすぎないような感じがいたします。そうした観点から、本案で創設された機構の性格について一体どういう検討がされたのか、そういう視点に立っての検討が果たされたのかどうかどうなのか、甚だ疑問に思っています。

確かに、金融庁の検査、あるいは銀行法に基づく設立、そうした適用関係のもとに創設されたわけではないという点では、一般に言われる金融機関とは性格を異にする面がある、それは実際そうだと思います。反面、地方共同の資金調達機関と位置づける、そういう性格が明確になっているわけですね。しかも、金融の中核である融資業務を行う。こう見ていくと、これは紛れもなく金融機関と言わなければならないのか。今の局長の答弁というのは、どうもすっきりしない。

これは、この機構の運営やあり方を二〇一七年度に見直す、こういうことになっていますから、なおさらこの点は明確にすべきではないか、このように思うんですが、これは大臣、どうですか。

○菅国務大臣 この機構というのは、地方公共団体に對して長期、低利の資金の貸し付けを行うものでありますから、先ほどから局長が答弁していただきますように、資金を融通する機関という意味では金融機関である、こういうふうに、含まれると思います。

また、二〇一七年度の見直しに当たっては、機構は、国の関与を極力排し、地方が自主的、主体的に運営する法人であるということも踏まえて、機構の自主的かつ一体的な経営を確立する観点から、その業務のあり方全般について見直しを行うこととされております。

○重野委員 なかなか、一致しそうでしない。もう時間の都合もありますから、次の課題に行きます。それはそれで、ひとつしつかり検討していただきたいと思えます。

そこで、本案の内容について具体的に聞いていきたいと思うんですが、まず第一条、総則の問題

であります。

ここで、機構は、「資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため」、「公営企業に係る地方債につき長期かつ低利の資金を融通する」、こういうふうになっております。これは前段ですね。後段では、「地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、」こういうふうな定められているわけです。

そこで、前段の部分は文字どおり資金貸し付けに関するものでありますが、後段の部分は、この機構における業務として具体的に何を指すのか。つまり、「地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、」ということとは、業務として具体的に何を言っているのか。これを明らかにしていただきたいと思えます。

○岡本政府参考人 お答えをいたします。今委員御指摘の資金調達に関する支援ということにつきましては、機構法の二十八条で業務の範囲を定めておりますが、その二十八条の第一項三号から六号で具体的に規定をさせていただいております。

具体的には、地方公共団体の資金調達に関する調査研究、地方公共団体の資金調達に係ります事務の受託、あるいは資金調達に関する情報の提供、助言などの支援といったものを規定しているところでございます。

○重野委員 今局長が答えたように、二十八条の業務の範囲、ここに定めるといって理解いたします。

そこで、金融公庫廃止に当たって、新たな仕組みとして地方六団体がそもそも求めたものは、住民生活に不可欠な事業に必要な長期、低利の資金供給、つまり、公営企業のみを対象とした仕組みではなく、自治体の地方債全般を対象とするものであったはずですね、地方六団体の立場においてです。

第一条にある、「地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完する」という目的は、本来、地方公営企業のみに限る話

ではなく、地方債全般に当てはまることであつて、その意味で、機構の業務、特に貸付対象を原則公営企業に限定したこと、また、長期、低利資金とした理由は一体那邊にありや、これは大臣。

○菅国務大臣 機構は、主体的に運営する組織である一方で、地方公共団体において民間からの資金調達を補完するものであります。また、総務省としては、地方債資金の民間調達を推進していくべきである、こういう立場をとっております。

こうしたことを踏まえて、機構の目的として、民間からの調達では限界がある長期かつ低利の資金を供給する旨を規定するとともに、貸付対象事業については、現在の公営公庫と同じく公営企業及び臨時三事業の範囲内で重点化を図っていく、このようにさせていただきます。

○重野委員 私が聞いたのは、地方六団体が求めたのは住民生活に不可欠な事業、その不可欠な事業の中に公営企業も当然入るわけであつて、この不可欠な事業というものをどう見るかという問題ですね。その見方によって、やり方が随分幅が変わってきますね。そのところを私は聞いたんです。

○岡本政府参考人 今回の政策金融改革の基本的な考え方は、政策金融が果たしております役割といったものを基本的には縮小していく。その中で、地方団体のまさに必要な、今委員御指摘のような分野等について地方団体が自律的に資金を調達する。その場合に、財政力の弱い団体等いろいろな財政状態の団体があるわけでございまして、そういう意味での地方団体の自律的な資金調達の補完組織としての新しい仕組みをつくるということが今回の基本的な制度の目標であるわけでございます。

したがいまして、全体の基本的な目標の中で、ではどのような分野がまさに住民生活に必要な分野かというふうに考えました場合に、上水道、下水道等の、現在の公営金融公庫が行っているそういう分野で必要な資金を調達するという仕組みをつくるのが、まさに今回の政策改革の目的にも

沿っているのではないかとこのように考えているものでございます。

○重野委員 それでは聞きますけれども、本案の附則第七条、業務の特例というのがあります。これについて聞きます。

第七条第一項では、臨時地方道整備事業については業務の範囲の特例として貸付対象としております。同じ第二項では、臨時河川整備事業、臨時高等学校整備事業についての貸し付けは二〇一八年三月三十一日までと期限を切っておりますが、この臨時三事業をこのように区分けをする理由は一体どういうことですか。

○岡本政府参考人 臨時三事業のうち、臨時河川整備事業と臨時高校整備事業につきましては、二〇一八年三月までの時限的な貸付対象というふう

にいたしております。

地方公共団体が長期、低利資金を必要としている状況に変わりはございせんので、これまで公庫が貸し付けていた事業につきましては、現公庫と同様に、機構においても業務の特例として臨時三事業に係ります規定を設けました。

その際、機構は、地方公共団体の民間からの資金調達を補完するために設立される組織であり、その業務の重点化を図ることとした趣旨を踏まえ、臨時河川整備事業及び臨時高等学校整備事業につきましましては、地方債計画におきまして全体的な資金規模も小さく、地方公共団体の資金調達に及ぼす影響も比較的小さいというふうに考えられますことから、十年後までの時限的な貸付対象事業といたしたところでございます。

○重野委員 多分そういう答弁になるんだらうと思うんですが、私が調べてみますと、これは、一九七八年度の地方財政対策を講ずる際に論争になったんですね。公営企業金融公庫を地方団体金融公庫に改組することをめぐって、当時、自治、大蔵両省でやりとりがありました。今や、いわゆる三事業に適用するというのは、そのときの妥協の結果ということですか。

そういうことからしますと、それができるのな

ら、地方六団体が念じてやまない適用範囲を、今のよう限定するのではなくて、地方六団体、地方自治体が使えらる幅を広げるということを要求する整合性は、歴史的な経過を見るとあるんじゃないかと私は思っています。

二〇〇五年年度の単年度貸付実績を見ますと、臨時地方道が二千六百一十一億円、これが一番多いですね。他の二事業はおおよそ五百億円弱となっております。

先ほどから、この機構の業務の範囲を公営企業に限定する、自治体の地方債全体としない。そうすると、臨時三事業についてはできてもう三十年過ぎていくわけですね。だとするならば、これはやはり、普通建設事業として財政計画に計上して全額普通建設事業債で財源措置すべきではないか、こういう理屈も成り立つのではないかと思っています。

○岡本政府参考人 臨時三事業につきましては、例えば、今委員も御指摘ございましたが、平成十八年度の地方債計画では、臨時地方道約二千六百億円、臨時河川九十六億円、臨時高校四十五億円といったような額を計上させていただいておりました。

特に、臨時地方道を中心に現在でも相当額の資金需要が存在をいたしまして、このことを前提といたしまして、財政融資資金、民間資金、公営企業金融公庫資金等の、地方債のそれぞれの資金の役割を果たすという形で計画を策定し、資金の配分をいたしているという状況でございます。

したがいまして、このような事業につきましても、公庫廃止後も地方公共団体が資金を円滑に確保するためには、新機構によりまして一定の資金供給を行うということが必要だと考えられますことから、引き続き機構の業務の特例といたしまして臨時三事業に係ります業務を規定しているところでございます。

○重野委員 くだいようですけども、三事業については特例措置を講じて、機構の業務の範囲については公営企業に限定をする。これはやはり、

どうも理屈がまちまちになっていきますね。これはやはり、地方分権の流れからすると、六団体が求めていることは、まさしくそういう流れに沿って要求されているものだと私は思うので、地方六団体のそういう要求というものはしっかりと検討をする余地がある。

もちろん、それで需要が拡大をして、各関係自治体がこの機構の負担をするわけですから、その負担がふえてくることあるかもしれない。私は、そういうふうな話もまた一方においてはできるのではないかなというふうな感じもします。したがって、私は、一番最後にまた触れますけれども、これについては十分に検討をするべき内容であるということを指摘しておきたいと思っております。

時間もあと十分ぐらいしかありませんから、次に進みます。

そこで、第四条の資本金、これについて聞きます。

機構の資本金は、地方公共団体が出資する額の合計額、このようにされております。重複いたしますが、先ほどもこれについての質問がありましたが、これについて、地方が自主的かつ責任を持って設立、運営することを明確にするために、全額自治体が出資する、このように六団体は言っております。

そこで聞きますけれども、この機構の性格から見て、地方公共団体の出資というものはすべての自治体を想定しているのか、考え方を聞かせてください。

○岡本政府参考人 出資に関するお尋ねでございます。

先ほど来御答弁させていただいておりますように、今回の機構は地方公共団体しか出資ができませんので、その出資の額、出資がいれば全団体であるのか否かなどにつきまして、六団体を中心に、現在、その設立の準備委員会というのが、知事さん、市町村長さんを構成員として検討が進められておりますので、その検討の中で結論が出て

まいるものというふうと考えております。

具体的には、現公庫への国の出資金百六十六億円を基本とするに、全地方団体による出資を目指して検討されているというふうに向つておりますが、まだ、現在その検討の途上にあるものというふうに理解をいたしております。

○重野委員 検討の途中にあるがゆえに、議論もまた有効なんですね。

それで、今、百六十六億円、このように言われました。その場合、個々の自治体の出資金を、地方財政制度上の財政需要額と見るのか、それとも、自治体の自主財源と一般財源による任意の負担額と見るのか、これはどう見るんですかということが一つ。

それからもう一つは、名前を挙げて大変恐縮ですが、夕張市のような財政再建団体の場合、この種の出資金について、総務省はそれを認めるのか、冗談じゃない、そんなものは負担すべきでないというのか、どっちなんですか。二つお願いします。

○岡本政府参考人 同じような答えで恐縮でございますが、現在、その六団体の委員会で、どのような出資を行うのか、また、それがどのような位置づけとして行われるのかも含めまして議論がなされているところであると承知をいたしております。

また、その際に、全市町村、例えば、今再建途上でございます夕張市について、求めるのか求めないのかというふうなことも議論の中に上がるのかもしれないですが、そういうような途上でございますので、そういう地方六団体におきます検討を踏まえて、私どもとしてもその必要な判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○重野委員 この機構が、要望する公社とかそういうところへ貸し付けるわけですね。その貸し付けたお金の性格は公的資金とみなされるんだろ。うなと私は思っています。その場合、現行の地方債計画との関係はどうなるのか。つまり、地方債計画に組み入れられるものなのかどうなのか、こ

の点についてお聞かせください。

○岡本政府参考人 地方公営企業の今回の金融機構は地方団体が共同して設立するわけでございしますが、特別の法律をもって設立されます非課税の地方共同法人でございます。また、政府機関でございます現公営企業金融公庫の財務基盤をすべて引き継ぐ、その引き継ぐことについて信用力を保持し、市場から資金を調達するということであること、また、ギャンブルを行っておられる団体、その収益が上がつている団体から一定の率によって拠出をいただき、この基金によつて利下げを行つていくということからいたしますと、この新しい機構が行う貸し付けといったものについては極めて公的性質が強いというふうに考えております。

したがいまして、地方債計画上、いわゆる一般の純粋な民間資金とは異なる位置づけを行うということが必要であるというふうに考えておりますし、また、その供給する必要な資金量につきましては地方債計画の中で位置づけるといことが適当ではないかというふうに考えておりますが、具体的には今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○重野委員 では、地方財政計画との関係はどうなるんですか。

○岡本政府参考人 委員御案内のとおり、地方財政計画は普通会計分のエリアを主管しているわけでございします。普通会計分の地方債の見込み額は計上するということになるわけでございします。

したがいまして、機構が現在の法律で想定しております貸し付けを行うといたしますと、臨時三事業など地方公共団体の普通会計において起債される地方債につきましては、地方財政計画に計上していくことになるというふうに考えております。

○重野委員 わかりました。今の答弁のように、地方債計画にも、そしてまた地方財政計画にも組み入れる、こういうふうになるわけですね。

そうしますと、地方共同の資金調達機関としての国の関与を抑えたといつても、結局は、事業面から計画内容に関与するわけですね。設立の趣旨は地方共同の資金調達機関といつても、国の関与は実態的には強いものが保障されるということになるのではないかと思うんです。これはもう最後の質問ですが、大臣の答弁を求めます。

○菅内閣府大臣 制度設計においては、国は、新たな出資、保証及び人、物、金の関与は行わない、このようにされていることを踏まえまして、現公庫における役員の任命、認可、予算、債券発行等への認可について廃止することとし、機構に対しては、適法性を担保する観点から、設立及び定款認可、違法行為は正要求等の必要最低限のチェックを行う、こういう形になっております。

機構の業務は地方公共団体に対する長期資金の貸し付けであることから、地方債計画や地方財政計画と関連を有するものでありますが、これらの計画に計上されることによつて機構の自主的なあるいは主体的な業務運営が阻害されることはない、このように考えております。

○重野委員 そこで、公営企業、特に発電ですね、水力発電。今、原発でさまざまな不祥事が多発をしております。それに対する政府の対応、甘いんじゃないかというふうなことがマスコミで随分言われています。

今度の選挙でも、原発から生じる核廃棄物、これはもう今からどんどんふえていくんですね、どこでこれを貯蔵するのかと。これはやっかいなもので、周期がもう百年単位のもので、人道的に出る放射能を抑えなければ発電できません。そのときに、この国のいわゆる電気をどこから求めるかという問題は、大変大きな問題になつてくると思うんです。

うちの県にも企業局がありまして、発電所回りを私もしています。どうも、この間、やはり流れとしては、もう水力発電というのは今後どんどん建設されていくことはいないんじや、もう原発に変わっていくんやというのが世の流れや、こ

ういうふうな言い方がされるんですね。しかし、一方においてはそういう負荷を背負い込むわけですから、そういう意味では、私は、やはりこの国のエネルギー、もちろん節約するということも大事ですけども、そういう意味でのエネルギー源である水力発電というものを政府は絶対に忘れちゃならぬ、やはり、安全装置としてこの能力を維持していかなきゃならない。

そういう意味においては、水力発電をするというのには、やはりもう公営企業しかないんですよ。今、水力発電をつくる民間企業なんというのは本当にありませんからね。原発はつくられるけれども、水力発電はつくれませんよ、コストが高いから。建設コストが高い。そういうことも含めて、この法案審議の中で、そういう、この国のエネルギーをどう担保していくかという中における公営企業の水力発電、これをやはり軽視しちゃいかぬ。やはり、絶対に安全装置として一定の能力を確保していく、そういうものの思いを込めて、この機構に移行するということを私は特に要望して、質問を終わりたいと思います。

○佐藤委員長 次回、来る二十六日木曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十二分散会

総務委員会議録第十三号 中正誤

ページ 段 行 誤 正
一 二 一 専門委員 専門員

平成十九年五月八日印刷

平成十九年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局